四半期報告書

（第11期第２四半期）

自　平成22年７月１日
至　平成22年９月30日

株式会社新生銀行

（Ｅ03530）

目次

	頁
表紙	
第一部　企業情報	1
第１　企業の概況	1
１．主要な経営指標等の推移	1
２．事業の内容	3
３．関係会社の状況	3
４．従業員の状況	3
第２　事業の状況	4
１．生産、受注及び販売の状況	4
２．事業等のリスク	4
３．経営上の重要な契約等	7
４．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	8
第３　設備の状況	30
第４　提出会社の状況	31
１．株式等の状況	31
(1)　株式の総数等	31
(2)　新株予約権等の状況	32
(3)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	60
(4)　ライツプランの内容	60
(5)　発行済株式総数、資本金等の推移	60
(6)　大株主の状況	61
(7)　議決権の状況	62
２．株価の推移	63
３．役員の状況	63
第５　経理の状況	64
１．中間連結財務諸表	65
(1)　中間連結貸借対照表	65
(2)　中間連結損益計算書	67
(3)　中間連結株主資本等変動計算書	68
(4)　中間連結キャッシュ・フロー計算書	71
２．その他	147
３．中間財務諸表	149
(1)　中間貸借対照表	149
(2)　中間損益計算書	151
(3)　中間株主資本等変動計算書	152
４．その他	169
第二部　提出会社の保証会社等の情報	169

・中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【四半期会計期間】	第11期第２四半期（自　平成22年７月１日　至　平成22年９月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　最高経営責任者　当麻　茂樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目１番８号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長　中島　敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目１番８号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長　中島　敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目５番７号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目１番１号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目９番１号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目１番１号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目９番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目７番６号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第２四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度中間連結会計期間	平成21年度中間連結会計期間	平成22年度中間連結会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年４月１日 至平成20年９月30日)	(自平成21年４月１日 至平成21年９月30日)	(自平成22年４月１日 至平成22年９月30日)	(自平成20年４月１日 至平成21年３月31日)	(自平成21年４月１日 至平成22年３月31日)
連結経常収益	百万円	283,335	297,787	254,785	601,677	566,343
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	△25,063	5,390	18,214	△163,316	△72,659
連結中間純利益（△は連結中間純損失）	百万円	△19,284	11,062	16,883	──	──
連結当期純損失	百万円	──	──	──	143,084	140,150
連結純資産額	百万円	918,407	799,960	614,197	767,481	634,954
連結総資産額	百万円	12,446,276	12,183,520	10,464,094	11,949,196	11,376,767
１株当たり純資産額	円	338.12	312.05	232.54	284.95	232.72
１株当たり中間純利益金額（△は1株当たり中間純損失金額）	円	△9.81	5.63	8.59	──	──
１株当たり当期純損失金額	円	──	──	──	72.85	71.36
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	―	―	―	──	──
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	──	──	──	―	―
自己資本比率	％	5.3	5.0	4.4	4.7	4.0
連結自己資本比率（国内基準）	％	10.48	9.36	8.94	8.35	8.35
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	411,519	1,018,866	△413,929	1,107,745	958,266
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△619,656	△1,093,872	433,306	△1,008,640	△1,063,336
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△19,651	△32,205	△13,633	△21,721	△43,948
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	178,127	376,046	339,956	483,259	334,238
従業員数［外、平均臨時従業員数］	人	7,273 [1,448]	6,254 [1,879]	5,969 [2,051]	7,006 [1,727]	6,116 [1,939]

（注）１．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．平成20年度中間連結会計期間、平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後１株当たり中間(当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結中間（当期）純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況」中、１「中間連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。

３．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

４．連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

５．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔　〕内に外書きで記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第２四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第９期中	第10期中	第11期中	第９期	第10期
決算年月		平成20年９月	平成21年９月	平成22年９月	平成21年３月	平成22年３月
経常収益	百万円	120,028	109,049	113,563	246,323	217,868
経常利益（△は経常損失）	百万円	△36,118	3,342	6,134	△164,860	△44,205
中間純利益（△は中間純損失）	百万円	△36,375	8,603	9,314	――	――
当期純損失	百万円	――	――	――	157,048	47,644
資本金	百万円	476,296	476,296	476,296	476,296	476,296
発行済株式総数	千株	普通株式　2,060,346	普通株式　2,060,346	普通株式　2,060,346	普通株式　2,060,346	普通株式　2,060,346
純資産額	百万円	665,289	616,491	553,859	564,836	555,947
総資産額	百万円	10,331,429	11,023,737	9,682,847	10,713,494	10,488,567
預金残高	百万円	5,764,965	7,080,519	5,940,337	6,637,831	6,533,555
債券残高	百万円	748,962	528,260	429,048	676,767	487,513
貸出金残高	百万円	5,660,152	4,922,887	4,176,902	5,168,004	4,732,858
有価証券残高	百万円	2,426,111	3,729,688	3,089,106	2,626,047	3,674,523
１株当たり配当額	円	普通株式　－	普通株式　－	普通株式　－	普通株式　－	普通株式　－
自己資本比率	％	6.4	5.6	5.7	5.3	5.3
単体自己資本比率（国内基準）	％	13.70	12.15	11.97	10.95	11.44
従業員数［外、平均臨時従業員数］	人	1,840 [327]	1,625 [229]	1,546 [288]	1,752 [286]	1,575 [218]

（注）１．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

３．単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

４．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を［　］内に外書きで記載しております。なお、平成20年９月、平成21年９月及び平成22年９月の平均臨時従業員数は、第２四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

２【事業の内容】

当行グループは、平成22年９月30日現在、当行、子会社212社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社127社、非連結子会社85社）及び関連会社21社（持分法適用関連会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当第２四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

３【関係会社の状況】

当第２四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

（１）連結会社における従業員数

平成22年９月30日現在

従業員数（人）	5,969 [2,051]

（注）１．従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

２．嘱託及び臨時従業員数は、[　]内に当第２四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

（２）当行の従業員数

平成22年９月30日現在

従業員数（人）	1,546 [288]

（注）嘱託及び臨時従業員数は、[　]内に当第２四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第２【事業の状況】

１【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

２【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（１から35まで）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、当第２四半期連結会計期間中に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします（以下の記述における項目番号は上記有価証券報告書の「事業等のリスク」における項目番号に合わせております）。なお、有価証券報告書からの変更点に関しては＿罫で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

１　当行の経営戦略について

当行は、平成12年３月に民間銀行として再スタートして以降、資産内容を健全化し財務体質の強化を図るとともに、債券・預金・貸出・内国為替・外国為替・有価証券投資・デリバティブ等の従来からの伝統的な銀行業務に加えて、収益基盤の多様化、安定化を図るために、投資銀行業務とリテールバンキング業務を拡充・強化してまいりました。さらに、近時は投資銀行業務、リテールバンキング業務に並ぶ業務としてコンシューマーファイナンス業務、コマーシャルファイナンス業務の積極的事業展開を図っております。

当行は、財務の健全性を維持し、長期的・安定的な収益の計上を実現することを経営目標の根幹に据えておりますが、そのために当行は、以下の戦略を中心に、伝統的な預貸業務中心の運営といった過去の金融慣行・枠組みにとらわれることなく、顧客のニーズの変化に合わせ、新しく、かつ競合相手より優れた商品・サービスを提供してまいります。

当行は、今後の目指すべき方向として、平成23年３月期から平成25年３月期までの３年間を対象期間とする「中期経営計画」を平成22年６月23日に発表し、さらに、その後の経営環境の変化を踏まえて新たな経営陣による業務の見直しを行い、同年９月28日に同計画の改訂版を発表いたしました。

同計画は、過去２期連続で多額の損失を計上するに至った経緯に対する反省を踏まえながら、これまで進めてきた一連の改革を一層強化・推進し「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとしております。その実現に向けて、経費削減やガバナンス体制の一新による経営管理の強化、統合的リスク管理体制の強化等を図るとともに、対顧客業務を中心として積極的に取り組む業務分野を明確にして経営資源を集中的に投入する一方、自己勘定取引業務や不透明性の高い業務に係る資産削減を推進いたします。そして、公的資金注入行として、また日本の銀行としての役割期待を忠実に果たすべく、緊張感を持って業務を遂行してまいります。

また、当行は、同計画に関連して、平成22年10月１日に実施した組織変更により、従来法人業務全般を統轄してきた「法人・商品部門」を、法人のお客さまの窓口となる「法人部門」と金融商品の充実等を推進する「マーケット・投資銀行部門」とに分割いたしました。これらの部門と、リテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を統轄する「個人部門」により、法人・個人のお客さまに幅広い商品・サービスを提供してまいります。

〔法人部門及びマーケット・投資銀行部門〕

・法人業務においては、平成14年1月に、投資銀行業務を推進する金融商品部門と顧客担当の法人部門を「インスティテューショナルバンキング部門」（後に法人・商品部門と改称）として有機的に融合して以来、顧客の有する事業・財務上の様々なニーズに最適なソリューションを迅速に提供する体制の下、伝統的な融資業務に加えて、手数料収入を中心とする非金利収入を継続的に増やすべく、クレジットトレーディング、ノンリコースファイナンス、M＆A、企業再生などの投資銀行業務を積極的に推進してまいりました。

クレジットトレーディング：貸出債権やリース料債権等の売買業務であります。当行は、当該業務の事務管理などを行う新生銀ファイナンス株式会社（旧商号：株式会社ビーエムファイナンス）や新生債権回収株式会社などの子会社と共に当該業務を推進しております。当該業務で購入した資産を証券化するなど、当該業務と証券化業務は密接な関係にあります。

ノンリコースファイナンス：貸出の対象となる資産（主として不動産）から生じるキャッシュ・フローを元利払いの原資とする貸出業務であります。

Ｍ＆Ａ：企業（あるいはその一部の事業部門）の売却、買収、合併、提携等に係るアドバイザリー業務であります。

企業再生：リストラクチャリングに取り組む企業に対して、財務体質の強化や資産の効率化、事業再編など、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションを提供する業務であります。

これらの業務においては、適正なリスク・リターン水準の確保に努めるとともに、対顧客取引に注力し、お客さまのニーズに対して付加価値の高い商品・サービスの提供を図り、安定的な収益計上を図ってまいります。

今後は、金融仲介機能を積極的に果たすべく、国内事業法人に係る顧客基盤の再構築に注力し、中堅事業法人顧客を中心とするお客さまに対する与信供与の強化とともに、これまでに培ってきた投資銀行業務のノウハウを活かし、お客さまにとって有益なソリューションの提供にも力を入れてまいります。特に、企業再生業務、及び成長資金を必要とする企業への支援業務の一層の強化に努めてまいります。

・コマーシャルファイナンス業務については、平成17年３月に子会社化いたしました大手リース会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」という。）を中心として、中小企業などに対する幅広い金融ソリューションの提供を行うことによって収益機会の拡大を目指してまいります。

当行は、平成22年10月1日付で、「法人・商品部門」を以下の２部門に分割いたしました。

法人部門：お客さまの窓口となり、お客さまに係る商品戦略を立案し、機動的かつ多面的な営業を推進することによって、顧客基盤の拡充とリレーションシップの深耕を図ります。

マーケット・投資銀行部門：お客さまのニーズに応える金融商品のラインアップの充実を図るため、マーケット・投資銀行業務に一層注力いたします。また、既存の投資ポートフォリオの整備・再構築を行います。

当行といたしましては、今後は、この２部門が、各々の役割と責任の所在を明確にした上で、互いに緊密に連携しながら、積極的に法人業務を推進してまいります。

〔個人部門〕

・平成13年６月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ＡＴＭ、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組預金等を含めた新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年６月には楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務のサービスを開始するなど、外部との提携を含めた商品・サービスの拡充を図っております。
また、当行の安定した資金調達基盤の維持・向上の観点からも、個人預金の積み上げを推進してまいります。加えて、商品性の高い住宅ローンを、競争力のある適切な金利設定の下、インターネットを活用した効率的なマーケティングを通じてお客さまに提供してまいります。

・当行は、個人に対する幅広い金融ソリューションの提供によって収益機会の拡大が可能なコンシューマーファイナンス業務につきまして、以下のとおり、積極的に展開しております。
平成16年９月に大手信販会社である株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、下記６．に記載のとおりアプラスは平成22年４月１日付けで組織再編を行っているが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して引き続き「アプラス」という。）を子会社化、平成19年12月13日に当行資本・業務提携先であったシンキ株式会社（以下「シンキ」という。）の新規普通株式を引受けて子会社化いたしました。さらに平成20年9月22日にＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社とその子会社を買収し当行グループの完全子会社としました（詳細は下記５．をご参照ください。）。なお、 同社は平成21年４月より新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）に商号変更いたしました。これらに加え、新生プロパティファイナンス株式会社などの他のコンシューマーファイナンス業務を営む子会社と共に、当該業務を推進しております。
消費者金融（コンシューマーファイナンス）分野につきましては、下記26.に記載のとおり上限金利の引下げ及び総量規制の導入や過払金の返還請求に伴う負担などにより取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高いコンシューマーファイナンスの事業基盤を構

築してまいります。

さらに、当行は、これらの業務遂行のために、リスク管理、効果的なＩＴの活用を推進しております。

・当行は、先進的なリスク管理手法・アプローチにより、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務関連リスク、法務・コンプライアンスリスク等、多様なリスクの管理厳正化・高度化を図っております。これにより、不良資産の発生を最小限に抑え、財務の健全性を維持すると共に、安定的な収益拡大を目指します。

・ＩＴ分野においては、法人業務、リテールバンキングにおける新しい金融商品・サービスの提供、並びに収益、リスク管理の厳正化・高度化を実現するため、大型機中心ではないオープン系のシステムを採用するなど、従来の金融機関の常識にとらわれない最新の技術による情報システムの構築と事務の合理化・効率化を推進しております。さらには、コンシューマーファイナンス業務・コマーシャルファイナンス業務を運営する子会社を含めた当行グループとしての共通のＩＴプラットフォームの構築にも努めております。今後とも、当行グループの収益力・競争力の向上を実現するため、効果的なＩＴの活用を進めてまいります。

当行のビジネスモデルは伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務、リテールバンキング業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務を組み合わせたものですが、日本のマーケットでは比較的新しいものです。これらの業態の組合せは相互に補完し合うものであり長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。さらに、今後、経営環境、顧客ニーズ、当行の財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、現在の中期経営計画の達成が困難となり、または見直しが必要となる可能性があります。

30. 当行の経営に対する政府の影響力について

（前略）

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年３月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしましたが、この結果、当行が平成17年８月に提出した経営健全化計画における平成19年３月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年６月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年９月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年７月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年８月に提出いたしました。また、平成21年３月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年７月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、平成21年９月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を提出し、さらに平成21年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。続けて、平成22年３月期決算において、国内不動産関連投資や海外アセットバック投資を中心とした過去に投資したリスク資産の処理などを実施した結果、単体当期純損失が476億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成22年６月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、今回の業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、同年10月22日にその内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしました。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。

（後略）

35. 当行本店の移転について

当行は、資産効率を最大限に高めるために常に当行グループの保有資産の見直しを行っております。このうち、現本店は、当行の業容拡大に伴い既に手狭となっており、また多様化した当行グループのビジネスにも十分対応できなくなってきている現状を踏まえ、本店の設置方法についても見直しを検討してまいりました。
こうした資産効率化・本店設置形態の見直しの観点から、当行は、平成20年３月に、当行の連結子会社であった有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントの保有する当行本店不動産の信託受益権を売却いたしました。
今後につきましては、現本店売却後３年以内にその機能を移転する予定となっており、それまでは現本店を使用してまいります。移転先については、当行のビジネス戦略、お客様の利便性、当行グループの一体感の向上等、様々な要素を考慮に入れ、最適な立地を追求した結果、日本橋室町野村ビル（東京都中央区）に決定いたしました。この新しい本店での業務開始日は平成23年１月４日としております。

３【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

〔金融経済環境〕

当中間期（平成22年４月1日～平成22年９月30日）において、日本経済は、個人消費の持ち直し、企業収益の改善、設備投資の持ち直し等、概ね回復基調にありましたが、欧米をはじめとした世界経済の先行き懸念、円高の進行、輸出の増加幅の鈍化、依然として厳しい雇用情勢等、取り巻く環境は厳しく、景気の下押しリスクが強まってきております。昨今では、日本の景気は足踏み状態となっているという見方が広がっております。

こうした中にあって、政府・日銀は、９月中旬に急激な円高を食い止めるために市場介入を実施し、また日銀は、10月５日の金融政策決定会合にて無担保コール翌日物金利の誘導目標を0%～0.1%とすること（実質的なゼロ金利政策）及び物価安定までの同政策継続、指数連動型上場投資信託や不動産投資信託にまで対象を拡大した資産買入等の基金創設を決定いたしました。さらに、政府等による経済対策・成長戦略の早期策定・実行の必要性が高まっております。

以上のような状況にあって、為替相場においては、政府の市場介入の効果も長続きせず、以後再び円高が進行し、９月末にはドル円相場では83円台（３月末比約10円の円高）、ユーロ円相場では113円台（同比約12円の円高）となっており、10月に入っても円高傾向が続いております。次に、国内金利の動向について、長期金利（10年国債利回り）は、円高・株価低迷の中にあって、円債市場への資金流入が続き、９月末で0.9%台（同比0.5%弱の低下）となり、また短期金利も低水準で推移いたしました。この低金利の状況は、さらに長期化する様相を呈しております。また、日経平均株価は、景気の先行き懸念等の影響から、９月末で9,369円35銭となり、３月末比で1,700円以上の下落となりました。

〔事業の経過及び成果〕

（中期経営計画の策定・改訂）

当行は、平成23年３月期から平成25年3月期までを対象期間とした中期経営計画を６月23日に発表し、さらに、その後の経営環境の変化を踏まえて新しい経営陣による業務の見直しを行い、９月28日に改訂版を発表しました。同計画は「顧客基盤の再構築」と「収益の安定化」に注力することを基本コンセプトとしており、この実現に向け、経費削減を含めた経営管理の強化、統合的リスク管理体制の強化、対顧客業務等の積極的推進と自己勘定取引や不透明性の高い業務の資産縮小等を図ってまいります。

（各部門の状況）

法人向け業務や子会社の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）などによるコマーシャルファイナンスを展開する法人・商品部門において、法人業務では、お客さまを中心とした商品・サービスの提供に注力する一方、リスクの高い海外投融資・不動産投資の削減に努めました。このうち、７月には高齢者向けのヘルスケア施設や事業者支援に向けた資金供給を推進するヘルスケアファイナンス部を設立し、９月には企業再生ビジネスの一層の強化を目的として企業サポート部を設立いたしました。今後とも、企業再生ビジネスや成長資金を必要とする企業への支援業務の強化を推進してまいります。また、昭和リースにおいては、地銀・信金との提携等を通じて、中堅中小企業への商品・サービスの提供を推進しております。

なお、法人・商品部門については、この10月１日より、法人部門とマーケット・投資銀行部門に再編いたしました。今後は、各々がその役割と責任の所在を明確にして、緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいります。

リテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を展開する個人部門においては、リテールバンキングでは、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品の提供、ユニークな商品設計を有する住宅ローン「パワースマート住宅ローン」の推進等を行っております。さらに、コンパクトな店舗において資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を展開する等、顧客利便性の向上に努めております。このような施策もあって、個人のお客さまの預金は安定的に推移しており、当行の安定的な資金調達基盤の確立にも大いに貢献しております。

また、コンシューマーファイナンス業務については、平成22年６月の改正貸金業法の完全施行をはじめとして、厳しい環境にありますが、当行グループとしての収益力・競争力の強化に向け、効率的な業務運営の推進とグループ内での連携強化を図っております。このうち、株式会社アプラスフィナンシャルの連結子会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」）が保証する「新生銀行スマートカードローン」の適用金利を７月１日より引下げ、顧客増加を図っております。さらに、「パワースマート住宅ローン」の利用を検討されているお客さまに対して、土地の購入資金や住宅建築に係る中間金の支払い資金につき、アプラスが取り扱う「住宅つなぎローン」を紹介いたします。ま

た、アプラスのショッピングクレジット事業において、お客さまに対して当行が融資を行い、アプラスが保証する提携ローンの提供を開始します。

（経営健全化計画の公表）

当行は、平成21年度決算において単体当期純損失が476億円となり、経営健全化計画の目標値を大幅に下回ったため、平成22年６月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、当行は、この業務改善命令を踏まえた新しい業務改善計画を同庁宛提出した後、同年10月22日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を公表いたしました。今後は、この新しい経営健全化計画の達成に向け、全行一丸となって取り組んでまいります。

（1）業績の状況

＜連結経営成績＞

当中間期は、前連結会計年度において、国内不動産関連投融資やアセットバック投資等の過去に投資したリスク資産及びコンシューマーファイナンス子会社に係り、将来リスクにも備えて踏み込んだ処理を実施したため、一時的な投資損失等の発生が限定的となっていること、自己勘定取引等のノンコア業務の資産処分の過程で利益を計上していること、対顧客取引を中心としたコア業務も順調に推移していること、引き続き厳格な経費管理による経費削減を実現していることから、一部案件の追加引当に伴う与信関連費用の増加があったにもかかわらず、収益は順調に積み上がり、前中間期を上回る経常利益・中間純利益を達成いたしました。

当中間期においては、経常収益は2,547億円（前中間期比430億円減少）、経常費用は2,365億円（同比558億円減少）となり、経常利益は182億円（同比128億円増加）となりました。
このうち、資金利益は、貸出金の減少等により前中間期に比べて減少いたしましたが、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）は、国内外の金融市場が安定性を取り戻しつつある中、マーケット関連の取引の収益は全体として改善してきており、さらに債務担保証券（CLO）や国債等の債券売却益を計上したこともあって、前中間期を上回りました。次に、与信関連費用は、国内不動産関連融資等の一部で引当金の積み増しを行ったために前中間期に比べて増加しましたが、人件費・物件費といった経費は、引き続き厳格な管理等を通じて削減に努めた結果、前中間期に比べて約16％の減少となりました。

また、特別損益は64億円の益となりました。特別利益は、主に銀行本体やコンシューマーファイナンス子会社の償却債権取立益や当行劣後債の消却益です。さらに、法人税等合計で29億円（損）、少数株主利益で48億円（損）となり、その結果、中間純利益は168億円（前中間期比58億円増加）となりました。

これをセグメント別に見ると、法人部門およびマーケット・投資銀行部門においては、銀行本体で与信関連費用が増加したものの、銀行本体及び昭和リースを含め、全体として順調に推移しております。また、個人部門においては、リテールバンキング本部では、引き続き順調に利益を計上しており、さらに、コンシューマーファイナンス本部の各子会社では、改正貸金業法の完全施行の影響等で資金利益の減少はあったものの、引き続き効率的な業務運営を推進した結果、順調に推移しております。

このうち、第２四半期連結会計期間（平成22年７月１日～平成22年９月30日）の３ヶ月間においては、国内不動産関連融資等の一部で保守的・予防的な引当金の積み増しを行ったものの、これらを除けば全体的には順調に推移したため、同期間の四半期純利益は30億円（前第２四半期連結会計期間比28億円減少）を確保いたしました。

＜連結財政状態＞

当中間期末における連結財政状態につきましては、総資産は10兆4,640億円（前連結会計年度末比9,126億円減少）、純資産は6,141億円（同比207億円減少）となりました。
主要な勘定残高につきまして、貸出金は資金需要の低迷等の影響から４兆6,044億円（同比5,592億円減少）となりました。また、有価証券は主に国債運用分の減少により２兆6,399億円（同比5,933億円減少）となり、このうち国債残高は１兆7,780億円となっております。一方、預金・譲渡性預金については５兆8,901億円（同比5,852億円減少）となりましたが、当行の安定的な資金調達基盤である個人のお客さまの預金を中心に十分な水準を維持しております。また、債券・社債は6,061億円（同比658億円減少）となりました。
不良債権につきましては、金融再生法ベースの開示債権（単体）では、当中間期末で3,166億円（前事業年度末3,330億円）、不良債権比率は6.52％（同6.70％）となっております。
なお、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当中間期末で8.94％（Tier１比率6.97％）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年９月30日		平成22年９月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,369,799	100.00	4,531,718	100.00
製造業	257,203	4.79	252,041	5.56
農業，林業	2	0.00	1	0.00
漁業	2,600	0.05	2,400	0.05
鉱業，採石業，砂利採取業	3,240	0.06	2,278	0.05
建設業	9,343	0.17	5,626	0.12
電気・ガス・熱供給・水道業	39,674	0.74	25,970	0.57
情報通信業	20,165	0.37	16,117	0.36
運輸業，郵便業	313,900	5.85	272,766	6.02
卸売業，小売業	126,099	2.35	99,063	2.19
金融業，保険業	1,107,851	20.63	892,609	19.70
不動産業	929,865	17.32	722,253	15.94
各種サービス業	266,660	4.97	255,564	5.64
地方公共団体	168,362	3.13	164,157	3.62
その他	2,124,829	39.57	1,820,868	40.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	100,179	100.00	72,775	100.00
政府等	1,559	1.56	2,236	3.07
金融機関	－	－	2,125	2.92
その他	98,619	98.44	68,413	94.01
合計	5,469,978	――	4,604,494	――

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
　　　２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

（単体情報）

（参考）

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

１．損益の概要（単体）

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
業務粗利益	50,583	61,397	10,813
経費（除く臨時処理分）	34,611	30,021	△4,589
人件費	12,459	9,909	△2,550
物件費	20,379	18,613	△1,766
税金	1,771	1,499	△272
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	15,972	31,375	15,402
のれん償却額	－	－	－
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	15,972	31,375	15,402
一般貸倒引当金繰入額	1,515	16,040	14,525
業務純益	14,457	15,334	877
実質業務純益	18,541	40,270	21,729
うち債券関係損益	16,243	16,083	△159
臨時損益	△8,067	△7,421	645
株式関係損益	△508	166	675
金銭の信託運用損益	2,568	8,895	6,326
不良債権処理損失	6,947	15,285	8,337
貸出金償却	3,644	6,116	2,472
個別貸倒引当金純繰入額	3,289	9,168	5,879
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	△0	0
その他の債権売却損等	13	－	△13
その他臨時損益	△3,180	△1,198	1,981
経常利益	3,342	6,134	2,791
特別損益	10,209	4,635	△5,573
うち固定資産処分損益及び減損損失	△181	△630	△448
税引前中間純利益	13,551	10,769	△2,782
法人税、住民税及び事業税	257	△365	△622
法人税等調整額	4,691	1,820	△2,871
中間純利益	8,603	9,314	711

（注）１．業務粗利益＝（資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用）＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

２．実質業務純益＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費（除く臨時処理分）
　金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

３．業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

４．「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。

５．臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

６．債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

７．株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

８．前中間会計期間の貸倒引当金は全体で4,804百万円の繰入超（なお、一般貸倒引当金については1,515百万円の繰入）となっております。また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で25,208百万円の繰入超（なお、一般貸倒引当金については16,040百万円の繰入）となっております。

２．利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （Ａ）	当中間会計期間（％） （Ｂ）	増減（％） （Ｂ）－（Ａ）
(1) 資金運用利回　①	1.30	1.38	0.08
貸出金利回	1.69	1.66	△0.03
有価証券利回	0.77	1.15	0.38
(2) 資金調達原価　②	1.49	1.25	△0.24
資金調達利回　③	0.73	0.52	△0.21
預金利回	0.76	0.57	△0.19
債券利回	0.73	0.59	△0.14
(3) 総資金利鞘　①－②	△0.19	0.13	0.32
(4) 資金運用利回－資金調達利回　①－③	0.57	0.86	0.29

（注）１．「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。
２．預金には譲渡性預金を含んでおります。

３．ＲＯＥ（単体）

	前中間会計期間（％） （Ａ）	当中間会計期間（％） （Ｂ）	増減（％） （Ｂ）－（Ａ）
実質業務純益ベース	6.28	14.52	8.24
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	5.41	11.31	5.90
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.41	11.31	5.90
業務純益ベース	4.90	5.53	0.63
中間純利益ベース	2.91	3.36	0.44

４．預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
預金（末残）	7,459,160	6,260,011	△1,199,149
預金（平残）	7,383,010	6,441,333	△941,677
債券（末残）	528,260	429,048	△99,212
債券（平残）	619,015	460,780	△158,234
貸出金（末残）	4,922,887	4,176,902	△745,984
貸出金（平残）	4,794,067	4,461,625	△332,442

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
個人	5,562,627	4,804,840	△757,787
法人	1,517,296	1,135,238	△382,058
合計	7,079,924	5,940,078	△1,139,845

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
消費者ローン残高	817,425	865,051	47,626
住宅ローン残高	816,723	864,115	47,391
その他ローン残高	701	935	234

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 （Ａ）	当中間会計期間 （Ｂ）	増減 （Ｂ）－（Ａ）
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,694,245	2,557,809	△136,436
総貸出金残高	②	百万円	4,868,329	4,137,163	△731,165
中小企業等貸出金比率	①／②	％	55.34	61.83	6.48
中小企業等貸出先件数	③	件	69,259	73,152	3,893
総貸出先件数	④	件	69,682	73,508	3,826
中小企業等貸出先件数比率	③／④	％	99.39	99.52	0.12

（注）１．貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
２．中小企業等とは、資本金３億円（ただし、卸売業は１億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は５千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人であります。
３．「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等を受け、体制整備等を図り、中小企業及び個人のお客さまからのご相談に対して真摯にかつきめ細かく対応してきております。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○　支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	－	－	－	－
信用状	－	－	－	－
保証	46	8,497	44	13,828
計	46	8,497	44	13,828

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目			平成21年９月30日	平成22年９月30日
			金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目（Tier１）	資本金		476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株		－	－
	新株式申込証拠金		－	－
	資本剰余金		43,554	43,554
	利益剰余金		163,651	29,321
	自己株式（△）		72,558	72,558
	自己株式申込証拠金		－	－
	社外流出予定額（△）		－	－
	その他有価証券の評価差損（△）		－	－
	為替換算調整勘定		861	△3,680
	新株予約権		1,580	1,611
	連結子法人等の少数株主持分		172,600	153,498
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		160,771	148,763
	営業権相当額（△）		－	－
	のれん相当額（△）		125,377	53,513
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		40,768	22,768
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		11,149	9,434
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)		17,180	41,745
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		―――	―――
	繰延税金資産の控除金額（△）		―――	―――
	計	（Ａ）	591,509	500,580
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	（注１）	83,194	77,082

項目			平成21年９月30日	平成22年９月30日
			金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額		－	－
	一般貸倒引当金		12,542	10,259
	適格引当金が期待損失額を上回る額		－	－
	負債性資本調達手段等		277,109	240,965
	うち永久劣後債務	（注２）	55,344	28,801
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	（注３）	221,764	212,164
	計		289,652	251,225
	うち自己資本への算入額	（Ｂ）	289,652	251,225
準補完的項目（Tier３）	短期劣後債務		－	－
	うち自己資本への算入額	（Ｃ）	－	－
控除項目	控除項目（注４）	（Ｄ）	89,646	109,611
自己資本額	（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）－（Ｄ）	（Ｅ）	791,514	642,194
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		6,399,028	5,546,414
	オフ・バランス取引等項目		1,234,585	945,727
	信用リスク・アセットの額	（Ｆ）	7,633,614	6,492,142
	マーケット・リスク相当額に係る額（（Ｈ）／８％）	（Ｇ）	355,802	166,246
	（参考）マーケット・リスク相当額	（Ｈ）	28,464	13,299
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（Ｊ）／８％）	（Ｉ）	459,854	522,440
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額	（Ｊ）	36,788	41,795
	信用リスク・アセット調整額	（Ｋ）	－	－
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	（Ｌ）	－	－
	計（（Ｆ）＋（Ｇ）＋（Ｉ）＋（Ｋ）＋（Ｌ））	（Ｍ）	8,449,271	7,180,829
連結自己資本比率（国内基準）＝Ｅ／Ｍ×100（％）			9.36	8.94
（参考）Tier１比率＝Ａ／Ｍ×100（％）			7.00	6.97

（注）１．告示第28条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２．告示第29条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

３．告示第29条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４．告示第31条第１項第１号から第６号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目			平成21年９月30日 金額（百万円）	平成22年９月30日 金額（百万円）
基本的項目 （Tier１）	資本金		476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株		－	－
	新株式申込証拠金		－	－
	資本準備金		43,558	43,558
	その他資本剰余金		－	－
	利益準備金		11,035	11,035
	その他利益剰余金		152,021	105,088
	その他		160,771	148,763
	自己株式（△）		72,558	72,558
	自己株式申込証拠金		－	－
	社外流出予定額（△）		－	－
	その他有価証券の評価差損（△）		－	－
	新株予約権		1,580	1,611
	営業権相当額（△）		－	－
	のれん相当額（△）		－	－
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）		－	－
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		11,031	9,406
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額(△)		20,807	47,975
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		―――	―――
	繰延税金資産の控除金額（△）		―――	―――
	計	（Ａ）	740,867	656,413
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	（注１）	83,194	77,082
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	（注１）	160,771	148,763
補完的項目 （Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額		－	－
	一般貸倒引当金		3,499	3,576
	適格引当金が期待損失額を上回る額		－	－
	負債性資本調達手段等		266,109	240,965
	うち永久劣後債務	（注２）	44,344	28,801
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	（注３）	221,764	212,164
	計		269,608	244,541
	うち自己資本への算入額	（Ｂ）	269,608	244,541

項目			平成21年９月30日	平成22年９月30日
			金額（百万円）	金額（百万円）
準補完的項目（Tier３）	短期劣後債務		－	－
	うち自己資本への算入額	（Ｃ）	－	－
控除項目	控除項目（注４）	（Ｄ）	60,634	83,295
自己資本額	（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）－（Ｄ）	（Ｅ）	949,840	817,660
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		6,632,948	6,130,654
	オフ・バランス取引等項目		639,439	373,830
	信用リスク・アセットの額	（Ｆ）	7,272,388	6,504,485
	マーケット・リスク相当額に係る額（（Ｈ）／８％）	（Ｇ）	341,123	158,012
	（参考）マーケット・リスク相当額	（Ｈ）	27,289	12,640
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（Ｊ）／８％）	（Ｉ）	199,869	165,784
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額	（Ｊ）	15,989	13,262
	信用リスク・アセット調整額	（Ｋ）	－	－
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	（Ｌ）	－	－
	計（（Ｆ）＋（Ｇ）＋（Ｉ）＋（Ｋ）＋（Ｌ））	（Ｍ）	7,813,381	6,828,282
単体自己資本比率（国内基準）＝Ｅ／Ｍ×100（％）			12.15	11.97
（参考）Tier１比率＝Ａ／Ｍ×100（％）			9.48	9.61

（注）１．告示第40条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２．告示第41条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

３．告示第41条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４．告示第43条第１項第１号から第５号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

（＊）優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei FinanceⅡ (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年７月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	653百万米ドル	481百万米ドル
払込日	平成18年２月23日	平成18年３月23日
配当支払日	毎年７月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年７月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年７月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418％）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年７月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16％）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注１）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注２）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei FinanceⅡ (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由（注３）が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅲ (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年７月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	15,900百万円	20,100百万円
払込日	平成21年３月30日	同左
配当支払日	毎年７月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 　破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 　当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注２）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 　当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅲ (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由（注3）が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅳ (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年７月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年３月30日	同左
配当支払日	毎年７月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注２）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅳ (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 　当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由（注3）が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅴ (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年７月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月２日	同左
配当支払日	毎年７月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年７月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）＋4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 　破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 　当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注２）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 　当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance Ⅴ (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 　当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1．破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2．当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3．当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価（中間貸借対照表計上額）で区分されております。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１．から３．までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年９月30日	平成22年９月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,162	921
危険債権	376	2,182
要管理債権	278	63
正常債権	51,440	45,417

（２）キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少、借用金（劣後特約付借入金を除く）の増加等に対して、預金及び債券貸借取引受入担保金の減少等により2,179億円の支出（前第２四半期連結会計期間は3,534億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還が、取得を上回ったこと等により11億円の収入（同1,202億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への配当等により105億円の支出（同183億円の支出）となりました。

現金及び現金同等物の残高は、前第２四半期連結会計期間末比360億円減少し、3,399億円となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対応すべき課題として３項目を掲げました。本四半期報告書における重要な変更は次のとおりであります。

１．お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個人のお客さま向けのビジネスへの注力を柱とし、顧客基盤の再構築と収益の安定化を目指した、平成23年３月期から平成25年３月期までの３年間を対象期間とする「中期経営計画」を策定し、さらに、その後の経営環境の変化や新たな経営陣による業務の見直しを踏まえ、同年９月28日に同計画の改訂版を発表いたしました。それに沿って営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

（法人部門およびマーケット・投資銀行部門）

当行は、中期経営計画を着実に実行するために平成22年10月１日に実施した組織変更により、従来法人業務全般を統轄してきた「法人・商品部門」を、法人のお客さまの窓口となる「法人部門」とお客さまのニーズに応える金融商品の充実等を推進する「マーケット・投資銀行部門」とに分割いたしました。

法人部門およびマーケット・投資銀行部門においては、お客さまの、従来からのニーズの中心である、貸出などに取組む法人向け営業、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケッツ、金融環境の変化を捉えながら取組むクレジット・トレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザリーなど、対顧客業務と、当行が強みをもち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開すると同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、２つの部門が各々の役割と責任の所在を明確にした上で、互いに緊密に連携しながら、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

（個人部門）

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品にかかわるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

２．リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な

配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、平成22年6月23日にコーポレート・ガバナンス体制を変更し、委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたしました。委員会設置会社においては、通常の業務執行の任は執行役が担い、取締役の主な責務は業務執行の監督にありましたが、監査役会設置会社への移行により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立してまいります。

また、当行では、従来同様日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を導入いたしました。取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制の実現を図ってまいります。

当行グループは、平成21年3月期末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

３．経営健全化計画の達成

当行は、前事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回る結果となりました。このため、平成22年６月に金融庁から業務改善命令を受け、平成22年10月に、経営健全化計画の修正計画を策定し、提出いたしました。平成21年３月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年７月にも金融庁から業務改善命令を受けておりますが、公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、２期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、今般策定した新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存でございます。

（注記）３については、子会社等を含まない記述となっております。

（４）研究開発活動

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１　主要な設備の状況

当第２四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２　設備の新設、除却等の計画

当第２四半期連結会計期間において、当第１四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当第２四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額（百万円） 総額	投資予定金額（百万円） 既支払額	資金調達方法	着手年月	完了予定年月
当行	―	当行業務全般に関するシステム	江坂・心斎橋データセンター（注）	大阪府	新設	プライマリーセンター（データセンター）（賃借）	6,390	－	自己資金	平成22年９月	平成24年２月

（注）当行現目黒プロダクションセンターの売却に伴い、江坂・心斎橋を機軸としたプライマリーセンター を構築するものであります。尚、目黒プロダクションセンターは現在賃借中です。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成22年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成22年11月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所（市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

（イ）平成16年６月24日第４期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	5,156 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,156,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき684円 （注）3
新株予約権の行使期間	自 平成18年７月１日 至 平成26年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき684円とし、そのうち１株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年７月１日から平成19年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年６月24日開催の第４期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注） １．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ロ）平成16年６月24日第４期定時株主総会決議及び平成16年９月17日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	７　(注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,000　(注)２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき646円　(注)３
新株予約権の行使期間	自　平成18年７月１日　　至　平成26年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき646円とし、そのうち１株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年７月１日から平成19年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年６月24日開催の第４期定時株主総会及び平成16年９月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結した第２回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

(注)　１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ハ）平成16年６月24日第４期定時株主総会決議及び平成16年12月２日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	25　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき697円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成18年７月１日　　至　平成26年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき697円とし、そのうち１株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年７月１日から平成19年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年６月24日開催の第４期定時株主総会及び平成16年12月２日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結した第３回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\begin{array}{c}\text{分割・新規発行による増加株式数}\\\text{（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ニ）平成16年６月24日第４期定時株主総会決議及び平成17年５月24日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	250　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき551円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成18年７月１日　　至　平成26年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき551円とし、そのうち１株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年７月１日から平成19年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年６月24日開催の第４期定時株主総会及び平成17年５月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結した第４回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ホ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	2,466 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,466,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき601円 （注）3
新株予約権の行使期間	自 平成19年７月１日 至 平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき601円とし、そのうち１株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年７月１日から平成20年６月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第５回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第５回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額×\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数×１株当たりの払込金額}{分割・併合・新規発行前の株価}}{既発行株式数＋\begin{array}{l}分割・新規発行による増加株式数\\（株式併合の場合は減少株式数を減じる）\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ヘ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,693　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,693,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき601円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成17年７月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき601円とし、そのうち１株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成19年７月１日以降とし、さらに平成19年７月１日から平成20年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第６回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第６回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ト）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	547　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	547,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき601円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成19年７月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき601円とし、そのうち１株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年７月１日以降とし、さらに平成20年７月１日から平成22年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第７回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第７回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\begin{array}{l}\text{分割・新規発行による増加株式数}\\\text{（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（チ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	237　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	237,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき601円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成17年７月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき601円とし、そのうち１株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年７月１日以降とし、さらに平成20年７月１日から平成22年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第８回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第８回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \begin{array}{l}\text{分割・新規発行による増加株式数}\\ \text{（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（リ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成17年９月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	108　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	108,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき697円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成19年７月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき697円とし、そのうち１株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年７月１日から平成20年６月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第９回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成17年９月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第９回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\begin{array}{c}\text{分割・新規発行による増加株式数}\\\text{（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ヌ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成17年９月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	36　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき697円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成19年７月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき697円とし、そのうち１株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年７月１日以降とし、さらに平成20年７月１日から平成22年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成17年９月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額×\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数×１株当たりの払込金額}{分割・併合・新規発行前の株価}}{既発行株式数＋\begin{array}{c}分割・新規発行による増加株式数\\（株式併合の場合は減少株式数を減じる）\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ル）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成18年５月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	2,658　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,658,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき825円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成20年６月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき825円とし、そのうち１株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年６月１日から平成21年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成18年５月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ヲ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成18年５月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,840　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,840,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき825円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成18年６月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき825円とし、そのうち１株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年６月１日以降とし、さらに平成20年６月１日から平成21年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成18年５月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ワ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成18年５月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	634　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	634,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき825円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成20年６月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき825円とし、そのうち１株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年６月１日以降とし、さらに平成21年６月１日から平成23年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成18年５月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（カ）平成17年６月24日第５期定時株主総会決議及び平成18年５月23日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	37　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき825円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成18年６月１日　　至　平成27年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき825円とし、そのうち１株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年６月１日以降とし、さらに平成21年６月１日から平成23年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年６月24日開催の第５期定時株主総会及び平成18年５月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \begin{array}{l}\text{分割・新規発行による増加株式数}\\\text{（株式併合の場合は減少株式数を減じる）}\end{array}}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（ヨ）平成18年６月27日第６期定時株主総会決議及び平成19年５月９日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,636　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,636,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき555円　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成21年６月１日　　至　平成29年５月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年６月１日以降とし、さらに平成21年６月１日から平成23年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年６月27日開催の第６期定時株主総会及び平成19年５月９日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）４

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（タ）平成18年６月27日第６期定時株主総会決議及び平成19年５月９日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,001　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,001,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき555円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成19年６月１日　　至　平成29年５月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年６月１日以降とし、さらに平成21年６月１日から平成23年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年６月27日開催の第６期定時株主総会及び平成19年５月９日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）4

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（レ）平成19年６月20日第７期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	140　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき527円　（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成21年７月１日　　至　平成29年６月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成21年７月１日から平成23年６月30日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年６月20日開催の第７期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）4

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（ソ）平成19年６月20日第７期定時株主総会決議及び平成20年５月14日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,919　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,919,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき416円（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成22年６月１日　　至　平成30年５月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年６月１日以降とし、さらに平成22年６月1日から平成24年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年６月20日開催の第７期定時株主総会及び平成20年５月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）4

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（ツ）　平成19年６月20日第７期定時株主総会決議及び平成20年５月14日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	609　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	609,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき416円（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成20年６月１日　　至　平成30年５月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年６月１日以降とし、さらに平成22年６月１日から平成24年５月31日までの間は、付与された新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年６月20日開催の第７期定時株主総会及び平成20年５月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）４

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（ネ）　平成20年６月25日第８期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	191　（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	191,000　（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき407円（注）3
新株予約権の行使期間	自　平成22年７月１日　　至　平成30年６月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成22年７月１日から平成24年６月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年６月25日開催の第８期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。（注）4

（注）１．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（ナ）　平成20年６月25日第８期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	第２四半期会計期間末現在 （平成22年９月30日）
新株予約権の数（個）	64　(注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,000　(注)２
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式１株につき221円 (注)３
新株予約権の行使期間	自　平成22年12月１日　　至　平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は１株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成22年12月１日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の２分の１以内（１個に満たない数が生じる場合は、１個の単位に切上げる）に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年６月25日開催の第８期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)４

(注) １．新株予約権１個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

２．当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株当たりの払込金額}{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}{既発行株式数＋株式の分割・新規発行による増加株式数}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式
合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限
新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成22年７月１日～ 平成22年９月30日	――	2,060,346	――	476,296,960	――	43,558,337

（６）【大株主の状況】

平成22年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
SATURN Ⅳ SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	WALKER HOUSE,87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島４丁目16－13)	322,964	15.67
預金保険機構	東京都千代田区有楽町１丁目12番１号 新有楽町ビルヂング内	269,128	13.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町２丁目46番１号	200,000	9.70
SATURN JAPAN Ⅲ SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済業務部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区月島４丁目16－13)	110,449	5.36
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町２丁目１番８号	96,427	4.68
Ｊ．クリストファー　フラワーズ	NEW YORK, NY 10022 U.S.A.	86,326	4.18
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, UK (東京都品川区東品川２丁目３番14号)	61,896	3.00
GOLDMAN. SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木６丁目10番１号 六本木ヒルズ森タワー)	37,817	1.83
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES (常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)	ADVA CANTABRIA S/N 28660 BOADILLA DEL MONTE. MADRID. SPAIN (東京都千代田区丸の内２丁目７－１ 決済事業部)	36,398	1.76
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋３丁目11－１)	33,290	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８－11	28,812	1.39
計	－	1,283,512	62.29

（注）１．当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

２．Ｊ．クリストファー　フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年９月30日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―		―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―		―	―
議決権制限株式（その他）	―		―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式	96,427,000	―	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式	1,963,679,000	1,963,679	（注）１
単元未満株式	普通株式	240,891	―	（注）２
発行済株式総数		2,060,346,891	―	―
総株主の議決権	―		1,963,679	―

（注）１．株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株（議決権８個）含まれております。

２．当行所有の自己株式が644株含まれております。

②【自己株式等】

平成22年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目１番８号	96,427,000	―	96,427,000	4.68
計	―	96,427,000	―	96,427,000	4.68

（注）上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（自己株式等）」の内訳であります。

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	137	120	98	80	87	69
最低（円）	110	86	70	59	64	57

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第２四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年９月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

３．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年９月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

４．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年９月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年９月30日）及び当中間会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
資産の部			
現金預け金	※9　476,047	※9　469,875	※9　493,141
コールローン及び買入手形	19,569	31,526	19,129
債券貸借取引支払保証金	4,402	33,352	2,801
買入金銭債権	※9　361,501	178,448	252,761
特定取引資産	※2,※9　253,000	※2　246,955	※2　223,279
金銭の信託	329,130	278,681	292,227
有価証券	※1,※2,※9,※17 3,282,207	※1,※2,※9,※17 2,639,967	※1,※2,※9,※17 3,233,312
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7, ※8,※9,※10 5,469,978	※3,※4,※5,※6,※7, ※8,※9,※10 4,604,494	※3,※4,※5,※6,※7, ※8,※9,※10 5,163,763
外国為替	※7　12,775	※7　12,327	※7　10,976
リース債権及びリース投資資産	※9　224,025	※9　204,766	※9　213,702
その他資産	※3,※4,※5,※6,※9, ※11　1,023,735	※3,※4,※5,※6,※9, ※11　1,204,899	※3,※4,※5,※6,※9, ※11　863,272
有形固定資産	※9,※12　55,838	※9,※12　51,216	※9,※12　52,154
無形固定資産	※13,※14　197,468	※13,※14　102,959	※13,※14　109,953
債券繰延資産	166	181	176
繰延税金資産	19,887	16,496	18,969
支払承諾見返	652,445	606,101	623,786
貸倒引当金	△198,659	△218,155	△196,642
資産の部合計	12,183,520	10,464,094	11,376,767
負債の部			
預金	※9　6,667,868	※9　5,570,500	※9　6,190,477
譲渡性預金	378,641	319,674	284,909
債券	527,560	425,248	483,713
コールマネー及び売渡手形	※9　100,469	※9　160,494	※9　310,487
売現先勘定	※9　156,382	－	※9　8,430
債券貸借取引受入担保金	※9　764,367	※9　140,806	※9　548,479
コマーシャル・ペーパー	※9　99	－	－
特定取引負債	194,280	196,999	177,835
借用金	※9,※15　800,239	※9,※15　1,336,159	※9,※15　1,186,837
外国為替	9	46	17
短期社債	42,300	20,400	17,700
社債	※16　205,222	※9,※16　180,897	※16　188,278
その他負債	※9　745,833	※9　830,551	※9　619,201
賞与引当金	6,141	4,921	8,842
役員賞与引当金	72	29	126
退職給付引当金	9,903	7,423	7,718
役員退職慰労引当金	180	252	244
利息返還損失引当金	119,512	46,777	70,088
固定資産処分損失引当金	6,933	－	7,212
訴訟損失引当金	3,662	－	5,873

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
特別法上の引当金	4	3	3
繰延税金負債	1,426	2,606	1,547
支払承諾	※9　652,445	※9　606,101	※9　623,786
負債の部合計	11,383,559	9,849,897	10,741,812
純資産の部			
資本金	476,296	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,554	43,554
利益剰余金	163,651	29,321	12,438
自己株式	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計	610,944	476,614	459,730
その他有価証券評価差額金	3,128	△8,274	1,398
繰延ヘッジ損益	△2,081	△7,959	△3,327
為替換算調整勘定	861	△3,680	△741
評価・換算差額等合計	1,908	△19,914	△2,669
新株予約権	1,580	1,611	1,672
少数株主持分	185,528	155,886	176,221
純資産の部合計	799,960	614,197	634,954
負債及び純資産の部合計	12,183,520	10,464,094	11,376,767

（２）【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
経常収益	297,787	254,785	566,343
資金運用収益	151,455	112,837	283,581
（うち貸出金利息）	130,214	96,596	245,289
（うち有価証券利息配当金）	16,840	12,763	30,560
役務取引等収益	24,941	24,426	51,190
特定取引収益	4,121	12,624	9,014
その他業務収益	※1　108,262	※1　97,122	※1　208,085
その他経常収益	※2　9,006	※2　7,774	※2　14,471
経常費用	292,397	236,571	639,002
資金調達費用	42,051	26,660	75,595
（うち預金利息）	27,931	18,275	51,659
（うち借用金利息）	6,023	3,762	10,208
（うち社債利息）	3,716	2,483	6,517
役務取引等費用	14,040	12,131	26,060
特定取引費用	996	5,443	－
その他業務費用	※3　72,935	※3　55,841	※3　170,405
営業経費	※4　98,835	※4　80,935	※4　191,772
その他経常費用	※5　63,538	※5　55,560	※5　175,168
経常利益	5,390	18,214	△72,659
特別利益	※6　17,699	※6　11,821	※6　34,711
特別損失	※7　2,938	※7　5,323	※7　85,140
税金等調整前中間純利益	20,151	24,711	△123,089
法人税、住民税及び事業税	515	1,177	1,540
法人税等調整額	3,381	1,785	6,713
法人税等合計	3,897	2,962	8,254
少数株主損益調整前中間純利益		21,748	
少数株主利益	5,190	4,865	8,807
中間純利益	11,062	16,883	△140,150

（３）【中間連結株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
株主資本			
資本金			
前期末残高	476,296	476,296	476,296
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	476,296	476,296	476,296
資本剰余金			
前期末残高	43,554	43,554	43,554
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	43,554	43,554	43,554
利益剰余金			
前期末残高	152,855	12,438	152,855
当中間期変動額			
中間純利益	11,062	16,883	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0	－	△0
連結子会社減少による減少高	△266	－	△266
当中間期変動額合計	10,796	16,883	△140,416
当中間期末残高	163,651	29,321	12,438
自己株式			
前期末残高	△72,558	△72,558	△72,558
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	－	△0
当中間期変動額合計	△0	－	△0
当中間期末残高	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計			
前期末残高	600,147	459,730	600,147
当中間期変動額			
中間純利益	11,062	16,883	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0	－	△0
連結子会社減少による減少高	△266	－	△266
自己株式の取得	△0	－	△0
当中間期変動額合計	10,796	16,883	△140,416
当中間期末残高	610,944	476,614	459,730

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△38,813	1,398	△38,813
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	41,941	△9,673	40,211
当中間期変動額合計	41,941	△9,673	40,211
当中間期末残高	3,128	△8,274	1,398
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△2,996	△3,327	△2,996
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	914	△4,632	△330
当中間期変動額合計	914	△4,632	△330
当中間期末残高	△2,081	△7,959	△3,327
為替換算調整勘定			
前期末残高	1,297	△741	1,297
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△435	△2,939	△2,038
当中間期変動額合計	△435	△2,939	△2,038
当中間期末残高	861	△3,680	△741
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△40,511	△2,669	△40,511
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	42,420	△17,244	37,842
当中間期変動額合計	42,420	△17,244	37,842
当中間期末残高	1,908	△19,914	△2,669
新株予約権			
前期末残高	1,808	1,672	1,808
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△227	△60	△135
当中間期変動額合計	△227	△60	△135
当中間期末残高	1,580	1,611	1,672
少数株主持分			
前期末残高	206,037	176,221	206,037
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△20,509	△20,334	△29,816
当中間期変動額合計	△20,509	△20,334	△29,816
当中間期末残高	185,528	155,886	176,221

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
純資産合計			
前期末残高	767,481	634,954	767,481
当中間期変動額			
中間純利益	11,062	16,883	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0	－	△0
連結子会社減少による減少高	△266	－	△266
自己株式の取得	△0	－	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21,682	△37,640	7,889
当中間期変動額合計	32,479	△20,756	△132,527
当中間期末残高	799,960	614,197	634,954

（４）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	20,151	24,711	△123,089
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	7,373	6,127	14,532
のれん償却額	6,798	4,384	13,242
無形資産償却額	4,022	2,480	7,685
のれん減損損失	―	―	61,538
無形資産減損損失	―	―	11,857
その他の減損損失	73	1,144	2,349
持分法による投資損益（△は益）	4,373	△1,021	4,181
貸倒引当金の増減（△）	6,148	21,512	4,131
賞与引当金の増減額（△は減少）	△4,290	△3,912	△1,583
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△8,317	△290	△10,505
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△74,337	△23,311	△123,761
その他の引当金の増減額（△は減少）	△832	△5,962	1,777
資金運用収益	△151,455	△112,837	△283,581
資金調達費用	42,051	26,660	75,595
有価証券関係損益（△）	△14,455	△15,555	△64
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	1,728	△1,770	11,213
為替差損益（△は益）	8,638	18,352	4,221
固定資産処分損益（△は益）	1,572	212	1,961
社債等消却益	△11,869	△4,336	△21,269
特定取引資産の純増（△）減	123,344	△23,870	153,064
特定取引負債の純増減（△）	△113,282	19,164	△129,727
貸出金の純増（△）減	384,141	584,135	714,081
預金の純増減（△）	655,010	△619,976	177,619
譲渡性預金の純増減（△）	118,981	34,764	25,249
債券の純増減（△）	△148,006	△58,465	△191,853
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△212,155	149,873	174,826
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△12,110	7,818	△24,082
預け金（無利息預け金を除く）の純増（△）減	21,279	27,217	△37,469
コールローン等の純増（△）減	△19,569	△12,396	△19,129
買入金銭債権の純増（△）減	47,638	39,832	129,506
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	△4,121	△30,550	△2,520
コールマネー等の純増減（△）	△78,467	△158,423	△16,401
コマーシャル・ペーパーの純増減（△）	△98	―	△198
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	194,800	△407,672	△21,087
外国為替の純増（△）減	24,368	△1,321	26,175
短期社債（負債）の純増減（△）	30,800	2,700	6,200
信託勘定借の純増減（△）	804	517	570

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
資金運用による収入	151,795	111,544	296,156
資金調達による支出	△30,252	△24,329	△58,660
売買目的有価証券の純増（△）減	10,468	530	14,421
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	15,711	11,900	35,585
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	12,352	9,289	22,674
その他	10,561	△12,057	36,237
小計	1,021,365	△413,186	961,674
法人税等の支払額	△2,498	△742	△3,407
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,018,866	△413,929	958,266
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△2,412,429	△1,354,327	△3,344,226
有価証券の売却による収入	829,007	1,386,547	1,474,571
有価証券の償還による収入	496,069	405,815	812,391
金銭の信託の設定による支出	△19,317	△18,630	△46,484
金銭の信託の解約及び配当による収入	21,421	21,988	56,164
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△2,094	△3,414	△5,167
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	－	△4,410	△9,615
子会社株式の取得による支出	△485	－	△485
その他	△6,043	△262	△483
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,093,872	433,306	△1,063,336
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	－	－	4,951
劣後特約付社債の償還による支出	△18,362	△3,607	△23,351
少数株主からの払込による収入	－	8	9,001
少数株主への払戻による支出	△4,816	△289	△25,174
少数株主への配当金の支払額	△9,027	△9,745	△9,374
自己株式の取得による支出	△0	－	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,205	△13,633	△43,948
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△25	△3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△107,212	5,718	△149,021
現金及び現金同等物の期首残高	483,259	334,238	483,259
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　376,046	※1　339,956	※1　334,238

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１．連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社　125社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 新生フィナンシャル株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、株式会社アプラスパーソナルローン他３社は設立により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から連結しております。 また、株式会社アプラスビジネスサービス他３社は清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、ビッグスカイ2008-１特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社　127社 主要な会社名 株式会社アプラスフィナンシャル 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 新生フィナンシャル株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、あかぎ合同会社他３社は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。 また、Specialized Loan Servicing, Incは清算により、新生ビジネスファイナンス株式会社は昭和リース株式会社との合併により、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社　125社 主要な連結子会社名は、「第１　企業の概況４．関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、株式会社アプラスパーソナルローン他６社は設立により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。 また、株式会社アプラスビジネスサービス他４社は清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、長和建物株式会社は新生ビジネスサービス株式会社との合併により、ジーシー有限会社は株式会社エヌシーカード仙台との合併により、ビッグスカイ2008-１特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。 なお、旧株式会社アプラスは、平成22年４月１日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付で株式会社アプラスフィナンシャルに社名変更しております。
	(2) 非連結子会社　92社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第５条第１項第２号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲	(2) 非連結子会社　85社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他65社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第５条第１項第２号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲	(2) 非連結子会社　88社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第５条第１項第２号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
２．持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社　０社 (2) 持分法適用の関連会社　25社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、TYC Company Limited他２社は清算により、SB-HSH Seed Holding Limited及びIndian Infrastructure Development Seed Asset Limitedは株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社　92社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第７条第１項第２号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社　０社	(1) 持分法適用の非連結子会社　０社 (2) 持分法適用の関連会社　21社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、Comox Holdings Ltd.及びBosworth Run-off Limitedは株式取得により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 また、Lamitta Ⅳ B.V.は影響力の低下により、Raffia Ⅱ GP L.P.及びRaffia Ⅱ L.P.は清算により、持分法の適用対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社　85社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他65社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第７条第１項第２号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社　０社	(1) 持分法適用の非連結子会社　０社 (2) 持分法適用の関連会社　22社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、TYC Company Limited他３社は清算により、SB-HSH Seed Holding Limited他２社は株式売却により、Pensions First Group LLPは影響力の低下により、持分法の適用対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社　88社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第１項第２号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社　０社
３．連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　70社 ３月末日　１社 ６月末日　49社 ７月末日　１社 ８月末日　４社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　67社 １月末日　３社 ６月末日　51社 ７月末日　１社 ８月末日　５社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ３月末日　67社 ９月末日　１社 12月末日　52社 １月末日　１社 ２月末日　４社

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(2) ９月末日以外の日を中間決算日とする連結子会社のうち９社については、９月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) ９月末日以外の日を中間決算日とする連結子会社のうち12社については、９月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) ３月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち12社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
４．会計処理基準に関する事項	(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左	(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。	(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 （イ）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。	(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 （イ）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （ロ）　同左	(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 （イ）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （ロ）　同左
	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(5) 減価償却の方法 ①　有形固定資産（借手側のリース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　物：３年～50年 その他：２年～15年 ②　無形固定資産（借手側のリース資産を除く） 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。	(5) 減価償却の方法 ①　有形固定資産（借手側のリース資産を除く） 同左 ②　無形固定資産（借手側のリース資産を除く） 無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。	(5) 減価償却の方法 ①　有形固定資産（借手側のリース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　物：３年～50年 その他：２年～15年 ②　無形固定資産（借手側のリース資産を除く） 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）

前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

（株式会社アプラス）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（シンキ株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

　また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

　上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年または８年）に基づいて償却しております。

③　リース資産（借手側）

　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

当中間連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

　また、のれん及び平成22年３月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

　上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年または８年）に基づいて償却しております。

③　リース資産（借手側）

同左

前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

　なお、株式会社アプラスフィナンシャル及びシンキ株式会社並びにそれらの連結子会社にかかる無形資産については、当連結会計年度末において全額減損処理しております。

（株式会社アプラスフィナンシャル）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（シンキ株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

　また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

　上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年または８年）に基づいて償却しております。

③　リース資産（借手側）

同左

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。 （イ）社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。 （ロ）債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。 連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、連結子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。 （イ）社債発行費 同左 （ロ）債券発行費用 同左 同左	(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。 （イ）社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。 （ロ）債券発行費用 同左 同左
	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 　特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 　国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 　なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は161,705百万円であります。	行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 　特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 　国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 　なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200,761百万円であります。	行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 　特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 　国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 　なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は198,293百万円であります。

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の６を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。 なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社（旧GEジャパン・ホールディングス合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。 なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。 なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社（旧GEジャパン・ホールディングス合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。
	(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。	――――――	(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。
	(14) 訴訟損失引当金の計上基準 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。	――――――	(14) 訴訟損失引当金の計上基準 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。 なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年４月８日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年４月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌連結会計年度の損益への影響はありません。
	(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５第１項の定めるところにより算出した額を計上しております。	(15) 特別法上の引当金の計上基準 同左	(15) 特別法上の引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	――――――	(16) 重要な収益及び費用の計上基準 （イ）信販業務の収益の計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 （アドオン方式契約） 総合・個品あっせん　7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領)　7・8分法 信用保証（保証料分割受領）　定額法 （残債方式契約） 総合・個品あっせん　残債方式 信用保証（保証料分割受領）　残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 ①　7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 ②　残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。	(16)重要な収益及び費用の計上基準 （イ）信販業務の収益の計上方法 同左
		（ロ）リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。 なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年３月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,416百万円増加しております。	（ロ）リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。 なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年３月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は2,525百万円減少しております

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
		（ハ）消費者金融業務の収益の計上方法 消費者金融専業の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。	（ハ）消費者金融業務の収益の計上方法 同左
	(17) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(17) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(17) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(18) 重要なヘッジ会計の方法 （イ）金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。	(18) 重要なヘッジ会計の方法 （イ）金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。	(18) 重要なヘッジ会計の方法 （イ）金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は１百万円（税効果額控除前）であります。 　一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。 （ロ）為替変動リスク・ヘッジ 　当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。 　「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 　また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 （ハ）連結会社間取引等 　デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。	（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左 （ハ）連結会社間取引等 同左	（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左 （ハ）連結会社間取引等 同左

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	――――――	(19) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	――――――
	(20) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(20) 消費税等の会計処理 同左	(20) 消費税等の会計処理 同左
	――――――	(21) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(21) 連結納税制度の適用 同左
	(22) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 （イ）連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 （ロ）信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 （アドオン方式契約） 総合・個品あっせん　7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領)　7・8分法 信用保証（保証料分割受領）　定額法 （残債方式契約） 総合・個品あっせん　残債方式 信用保証（保証料分割受領）　残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 ①　7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 ②　残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。 （ハ）リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。	――――――	――――――

	前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(平成20年３月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,383百万円増加しております。 (ニ) 消費者金融業務の収益計上方法 消費者金融専業連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。		
５．（中間）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	──────	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
――――――	――――――	（金融商品に関する会計基準） 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は7,248百万円減少、買入金銭債権は4,662百万円減少、繰延税金負債は606百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,591百万円減少、貸倒引当金は12,753百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ5,041百万円減少しております。
――――――	（資産除去債務に関する会計基準） 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、税金等調整前中間純利益は3,750百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5,766百万円であります。	――――――

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）
――――――	（中間連結損益計算書関係） 当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。
（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係） 従来、営業活動によるキャッシュ・フローに「固定資産処分損失引当金の増減額（△は減少）」（当中間連結会計期間533百万円）として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間においては「その他の引当金の増減額（△は減少）」に含めて表示しております。また、「外国為替（負債）の純増減（△）」（同5百万円）として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間から「外国為替（資産）の純増（△）減」（同24,363百万円）と合わせ、「外国為替の純増（△）減」として表示しております。 従来、投資活動によるキャッシュ・フローに「有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の売却による収入」（同28百万円）として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間から「その他」に含めて表示しております。	（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係） 従来、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出」（前中間連結会計期間△5,373百万円）については、当中間連結会計期間から区分掲記しております。

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※１．有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式35,107百万円及び出資金4,361百万円を含んでおります。 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは43,047百万円であります。	※１．有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式37,611百万円及び出資金4,003百万円を含んでおります。 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,196百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは33,488百万円であります。	※１．有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式36,599百万円及び出資金4,277百万円を含んでおります。 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは36,301百万円であります。
※３．貸出金のうち、破綻先債権額は33,771百万円、延滞債権額は192,269百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は444百万円、延滞債権額は3,816百万円であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は26,406百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、３カ月以上延滞債権額は987百万円であります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62,581百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,442百万円であります。	※３．貸出金のうち、破綻先債権額は18,597百万円、延滞債権額は357,244百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は495百万円、延滞債権額は4,038百万円であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,206百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、３カ月以上延滞債権額は631百万円であります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,533百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は3,061百万円であります。	※３．貸出金のうち、破綻先債権額は21,526百万円、延滞債権額は346,705百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,043百万円、延滞債権額は4,154百万円であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,739百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、３カ月以上延滞債権額は919百万円であります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,369百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は3,464百万円であります。

前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※６．貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は315,029百万円であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,691百万円であります。 なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※６．貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は439,582百万円であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,227百万円であります。 なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※６．貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は432,340百万円であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,582百万円であります。 なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,627百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,890百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,937百万円であります。
※８．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、45,892百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、79,230百万円であります。	※８．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、37,204百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。	※８．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は40,254百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。
※９．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　783百万円 買入金銭債権　20,000百万円 特定取引資産　9,196百万円 有価証券　1,097,249百万円 貸出金　162,944百万円 リース債権及びリース投資資産　23,823百万円 その他資産　876百万円 有形固定資産　1,927百万円 担保資産に対応する債務 預金　927百万円 コールマネー及び売渡手形　100,000百万円 売現先勘定　156,382百万円 債券貸借取引受入担保金　764,367百万円 コマーシャル・ペーパー　99百万円 借用金　200,078百万円 その他負債　17百万円 支払承諾　925百万円	※９．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　866百万円 有価証券　993,302百万円 貸出金　376,702百万円 リース債権及びリース投資資産　68,004百万円 その他資産　305百万円 有形固定資産　1,893百万円 担保資産に対応する債務 預金　975百万円 コールマネー及び売渡手形　120,000百万円 債券貸借取引受入担保金　136,630百万円 借用金　976,306百万円 社債　18,887百万円 その他負債　18百万円 支払承諾　914百万円	※９．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　876百万円 有価証券　1,499,840百万円 貸出金　293,388百万円 リース債権及びリース投資資産　55,515百万円 その他資産　436百万円 有形固定資産　1,887百万円 担保資産に対応する債務 預金　790百万円 コールマネー及び売渡手形　310,000百万円 売現先勘定　8,430百万円 債券貸借取引受入担保金　548,479百万円 借用金　708,999百万円 その他負債　24百万円 支払承諾　920百万円

前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券230,266百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は378百万円、保証金は21,441百万円、デリバティブ取引の差入担保金は11,228百万円であります。 ※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,839,578百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,636,239百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※11．その他資産には、割賦売掛金376,796百万円が含まれています。 ※12．有形固定資産の減価償却累計額 71,150百万円 ※13．のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。 のれん　132,733百万円 負ののれん　7,355百万円 差引額　125,377百万円 ※14．無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産40,768百万円が含まれております。 ※15．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。	上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券218,261百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は276百万円、保証金は16,627百万円、デリバティブ取引の差入担保金は8,858百万円であります。 ※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,832,997百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,661,939百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※11．その他資産には、割賦売掛金347,798百万円が含まれています。 ※12．有形固定資産の減価償却累計額 68,059百万円 ※13．のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。 のれん　59,681百万円 負ののれん　6,167百万円 差引額　53,513百万円 ※14．無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産22,768百万円が含まれております。 ※15．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。	上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,818百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は227百万円、保証金は19,397百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,776百万円であります。 ※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,306,934百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,113,865百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※11．その他資産には、割賦売掛金347,845百万円が含まれております。 ※12．有形固定資産の減価償却累計額 68,139百万円 ※13．のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。 のれん　64,193百万円 負ののれん　6,349百万円 差引額　57,844百万円 ※14．無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産25,249百万円が含まれております。 ※15．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。

前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※16．社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債168,282百万円が含まれております。 ※17．有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は50,320百万円であります。	※16．社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債147,770百万円が含まれております。 ※17．有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,455百万円であります。	※16．社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債162,965百万円が含まれております。 ※17．有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
※１．その他業務収益には、リース収入55,737百万円を含んでおります。	※１．その他業務収益には、リース収入51,082百万円を含んでおります。	※１．その他業務収益には、リース収入109,836百万円を含んでおります。
※２．その他経常収益には、金銭の信託運用益3,843百万円を含んでおります。	※２．その他経常収益には、金銭の信託運用益3,609百万円を含んでおります。	※２．その他経常収益には、金銭の信託運用益6,283百万円を含んでおります。
※３．その他業務費用には、リース原価47,739百万円を含んでおります。	※３．その他業務費用には、リース原価44,115百万円を含んでおります。	※３．その他業務費用には、リース原価93,868百万円を含んでおります。
※４．営業経費には、のれん償却額6,798百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額4,022百万円を含んでおります。	※４．営業経費には、のれん償却額4,384百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額2,480百万円を含んでおります。	※４．営業経費には、のれん償却額13,242百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額7,685百万円を含んでおります。
※５．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額35,274百万円、金銭の信託運用損3,616百万円及び利息返還損失引当金繰入額9,913百万円を含んでおります。	※５．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額45,221百万円、貸出金償却7,479百万円及び金銭の信託運用損117百万円を含んでおります。	※５．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額95,433百万円、貸出金償却18,448百万円、金銭の信託運用損14,455百万円及び利息返還損失引当金繰入額29,656百万円を含んでおります。
※６．特別利益には、社債等消却益11,869百万円を含んでおります。	※６．特別利益には、償却債権取立益7,019百万円及び社債等消却益4,336百万円を含んでおります。	※６．特別利益には、償却債権取立益10,760百万円及び社債等消却益21,269百万円を含んでおります。
※７．特別損失には、固定資産処分損1,580百万円を含んでおります。	※７．特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）の適用に伴い期首時点で発生する影響額3,577百万円を含んでおります。 　また、特別損失には、固定資産の減損損失1,144百万円を含んでおります。このうち569百万円は、シンキ株式会社において、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産やIT統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産44百万円及び無形固定資産525百万円であります。なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。	※７．特別損失には、のれん減損損失61,538百万円、無形資産減損損失11,857百万円及び固定資産の減損損失2,349百万円を含んでおります。 　なお、のれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラスフィナンシャル及びその連結子会社に対する投資にかかるのれん減損損失61,538百万円及び無形資産減損損失7,638百万円並びにシンキ株式会社に対する投資にかかる無形資産減損損失4,219百万円であります。 　両社が営むコンシューマーファイナンス事業は、過払利息の返還請求の高止まりや、平成22年度の改正貸金業法の完全施行等の厳しいビジネス環境の影響から収益性が低下したため、のれん及び無形資産について両社グループの営む事業をそれぞれ一つのグルーピング単位として減損処理を行っております。両社グループの回収可能価額については、割引キャッシュ・フロー（DCF）方式を採用し、株式会社アプラスフィナンシャルは向こう５年間のキャッシュ・フロー予測と長期成長率を0.0％と仮定した継続価値の合計額に割引率13.0％、シンキ株式会社は向こう５年間のキャッシュ・フロー予測の合計額に割引率20.0％を適用して算定した使用価値として算定しており、その結果、両社グループに対する投資にかかるのれん及び無形資産の全額を減損損失として計上しております。

前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
		また、固定資産の減損損失には、シンキ株式会社における固定資産の減損損失1,283百万円を含んでおります。シンキ株式会社が所有する事業用資産のうち、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産やIT統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、土地104百万円、その他の有形固定資産81百万円、ソフトウェア1,097百万円であります。なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	－	－	2,060,346	
合計	2,060,346	－	－	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	0	－	96,427	
合計	96,427	0	－	96,427	

２．新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

３．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	－	－	2,060,346	
合計	2,060,346	－	－	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	－	－	96,427	
合計	96,427	－	－	96,427	

２．新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

３．配当に関する事項
当行の配当については、次のとおりであります。

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額
該当ありません。

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

Ⅲ　前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	－	－	2,060,346	
合計	2,060,346	－	－	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	0	－	96,427	
合計	96,427	0	－	96,427	

２．新株予約権に関する事項
新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

３．配当に関する事項
当行の配当については、次のとおりであります。

（１）当連結会計年度中の配当金支払額
該当ありません。

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
該当ありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年９月30日現在 現金預け金勘定　476,047百万円 有利息預け金　△100,000百万円 現金及び現金同等物　376,046百万円	※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年９月30日現在 現金預け金勘定　469,875百万円 有利息預け金　△129,919百万円 現金及び現金同等物　339,956百万円	※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年３月31日現在 現金預け金勘定　493,141百万円 有利息預け金　△158,903百万円 現金及び現金同等物　334,238百万円

（リース取引関係）

<table>
<tr>
<th>前中間連結会計期間
（自　平成21年４月１日
至　平成21年９月30日）</th>
<th>当中間連結会計期間
（自　平成22年４月１日
至　平成22年９月30日）</th>
<th>前連結会計年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th>
</tr>
<tr>
<td>１．ファイナンス・リース取引
（借手側）
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
(ア)有形固定資産
主として工具、器具及び備品であります。
(イ)無形固定資産
ソフトウェアであります。
② リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。
（貸手側）
(1) リース投資資産の内訳
リース料債権部分　232,333百万円
見積残存価額部分　10,042百万円
受取利息相当額　△35,400百万円
リース投資資産　206,975百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額
<table>
<tr><th></th><th>リース債権に係るリース料債権部分
（百万円）</th><th>リース投資資産に係るリース料債権部分
（百万円）</th></tr>
<tr><td>1年内</td><td>4,031</td><td>84,241</td></tr>
<tr><td>1年超2年内</td><td>3,874</td><td>61,904</td></tr>
<tr><td>2年超3年内</td><td>3,963</td><td>40,250</td></tr>
<tr><td>3年超4年内</td><td>3,159</td><td>23,166</td></tr>
<tr><td>4年超5年内</td><td>2,433</td><td>9,868</td></tr>
<tr><td>5年超</td><td>1,159</td><td>12,900</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>18,621</td><td>232,333</td></tr>
</table>
</td>
<td>１．ファイナンス・リース取引
（借手側）
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
(ア)有形固定資産
主として建物、工具、器具及び備品であります。
(イ)無形固定資産
同　左
② リース資産の減価償却の方法
同　左
（貸手側）
(1) リース投資資産の内訳
リース料債権部分　200,511百万円
見積残存価額部分　9,106百万円
受取利息相当額　△26,911百万円
その他　331百万円
リース投資資産　183,038百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額
<table>
<tr><th></th><th>リース債権に係るリース料債権部分
（百万円）</th><th>リース投資資産に係るリース料債権部分
（百万円）</th></tr>
<tr><td>1年内</td><td>5,691</td><td>72,816</td></tr>
<tr><td>1年超2年内</td><td>5,860</td><td>52,139</td></tr>
<tr><td>2年超3年内</td><td>4,729</td><td>34,502</td></tr>
<tr><td>3年超4年内</td><td>3,522</td><td>19,519</td></tr>
<tr><td>4年超5年内</td><td>2,088</td><td>9,249</td></tr>
<tr><td>5年超</td><td>1,758</td><td>12,282</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>23,650</td><td>200,511</td></tr>
</table>
</td>
<td>１．ファイナンス・リース取引
（借手側）
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
(ア)有形固定資産
同　左
(イ)無形固定資産
同　左
② リース資産の減価償却の方法
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。
（貸手側）
(1) リース投資資産の内訳
リース料債権部分　213,254百万円
見積残存価額部分　9,512百万円
受取利息相当額　△29,284百万円
リース投資資産　193,481百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額
<table>
<tr><th></th><th>リース債権に係るリース料債権部分
（百万円）</th><th>リース投資資産に係るリース料債権部分
（百万円）</th></tr>
<tr><td>1年内</td><td>5,057</td><td>78,765</td></tr>
<tr><td>1年超2年内</td><td>5,516</td><td>55,434</td></tr>
<tr><td>2年超3年内</td><td>4,110</td><td>37,278</td></tr>
<tr><td>3年超4年内</td><td>3,896</td><td>20,305</td></tr>
<tr><td>4年超5年内</td><td>1,969</td><td>9,199</td></tr>
<tr><td>5年超</td><td>1,511</td><td>12,270</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>22,062</td><td>213,254</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>２．オペレーティング・リース取引
（借手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
１年内　5,264百万円
１年超　6,607百万円
合計　11,871百万円
（貸手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
１年内　5,999百万円
１年超　14,130百万円
合計　20,129百万円</td>
<td>２．オペレーティング・リース取引
（借手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
１年内　3,275百万円
１年超　2,160百万円
合計　5,436百万円
（貸手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
１年内　4,607百万円
１年超　12,498百万円
合計　17,106百万円</td>
<td>２．オペレーティング・リース取引
（借手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料
１年内　5,060百万円
１年超　4,861百万円
合計　9,921百万円
（貸手側）
・オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料
１年内　5,603百万円
１年超　11,515百万円
合計　17,118百万円</td>
</tr>
</table>

（金融商品関係）

Ⅰ　当中間連結会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額（△は損）
(1) 現金預け金	469,875	469,875	－
(2) コールローン及び買入手形	31,526	31,526	－
(3) 債券貸借取引支払保証金	33,352	33,352	－
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	120,699	120,699	－
その他の買入金銭債権（*1）	56,745	56,972	227
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	44,281	44,281	－
(6) 金銭の信託（*1）	278,520	281,259	2,738
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	2,408	2,408	－
満期保有目的の債券	413,042	422,271	9,228
その他有価証券	2,099,079	2,099,079	－
関連会社株式	18,238	19,684	1,446
(8) 貸出金　（*2）	4,604,494		
貸倒引当金	△162,209		
	4,442,285	4,631,669	189,384
(9) リース債権及びリース投資資産（*1）	199,784	202,792	3,007
(10) その他資産			
割賦売掛金	347,798		
割賦利益繰延	△13,139		
貸倒引当金	△10,930		
	323,727	346,433	22,705
資産計	8,533,568	8,762,306	228,738
(1) 預金	5,570,500	5,627,253	△56,752
(2) 譲渡性預金	319,674	319,540	133
(3) 債券	425,248	427,191	△1,943
(4) コールマネー及び売渡手形	160,494	160,494	－
(5) 債券貸借取引受入担保金	140,806	140,806	－
(6) 借用金	1,336,159	1,324,850	11,308
(7) 社債	180,897	165,284	15,613
負債計	8,133,782	8,165,422	△31,639
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,924	9,924	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△25,935	△25,935	－
デリバティブ取引計	△16,010	△16,010	－

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（*4）	606,101	△4,028

（*1） 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（670,111百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、46,777百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

（*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

（*4）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(5)特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(8)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(10)割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しておりま

す。

負債

(1)　預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(7)社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4)コールマネー及び売渡手形、及び(5)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6)借用金

借用金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注2）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式（*1）（*2）	35,098
②組合出資金等（*1）（*2）	72,099
合計	107,198

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について28百万円、組合出資金等について833百万円の減損処理を行っております。

Ⅱ　前連結会計年度（自平成21年４月１日　至平成22年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社及び関連会社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、債券発行等による調達コストの効率化、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としています。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、当行グループが取得できる、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

平成22年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約21%であります。また、不動産業分野の占める割合は約17%でありますが、そのうち7割程度はノンリコースローンであります。

当行の信用リスク管理においては、ポートフォリオベースで、業種、格付、特定顧客・グループ等のセグメント別リスクの分散状況をモニターしております。当行の集中管理フレームワークは、業種集中ガイドライン及び債務者グループ集中ガイドラインから構成され、ガイドラインを上回った場合に、レビューと対策が講じられます。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

(デリバティブ取引)

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的、ヘッジ取引等のために行っております。

①金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
②通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
③株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
④債券関連	債券先物
⑤クレジットデリバティブ関連	クレジット・デフォルト・オプション

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。
①市場リスク　取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
②信用リスク　取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
③流動性リスク　所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行の資産・負債について、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。
ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当行の信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種または特定の債務者への過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。具体的な指針につきましては「クレジットリスクポリシー」、「クレジットプロシージャー」及び各種手続体系に定めており、個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等により、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。
ポートフォリオベースでは、業種や格付においてリスクが分散されるように、ポートフォリオリスク統轄部が業種、格付、特定顧客・グループなどのセグメント別のリスクの分散状況及びポートフォリオを構成する取引先の格付変動要因をモニターするとともに、四半期ベースでリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、期待損失率、案件格付に基づき、計量化しています。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等による保全を行っております。これらは年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。
また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う信用リスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

②市場リスクの管理
市場リスクは、債券価格・外国為替レート・金利・株価・クレジットスプレッドなどが変動することで金融商品の価値に影響を与え、損失が発生するリスクを指し、当行では、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会で資産・負債管理に係るすべての市場リスク管理のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づき運営されております。

トレーディング及び資産・負債管理のためのバリュー・アット・リスク（「VaR」）などのリスク限度枠はALM委員会により承認されます。ALM委員会の下位組織である市場リスク管理委員会が週次で、市場リスク管理部から報告される市場リスク及び流動性について詳細なレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部署及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務運営に起因するバランスシートの市場リスクは、グループ財務部が管理を行い、トレーディング業務に起因するより能動的な市場リスク管理は、キャピタルマーケッツ部が行います。

当行では市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

③流動性リスクの管理
資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、短期流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額（△は損）
(1) 現金預け金	493,141	493,141	－
(2) コールローン及び買入手形	19,129	19,129	－
(3) 債券貸借取引支払保証金	2,801	2,801	－
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	157,915	157,915	－
その他の買入金銭債権 (*2)	93,750	93,817	67
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	24,177	24,177	－
(6) 金銭の信託	292,227	292,300	72
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	2,939	2,939	－
満期保有目的の債券	479,542	487,714	8,171
その他有価証券	2,617,552	2,617,552	－
(8) 貸出金　(*1)	5,163,763		
貸倒引当金	△142,817		
	5,020,945	5,215,953	195,008
(9) リース債権及びリース投資資産 (*2)	208,729	213,735	5,006
(10) その他資産			
割賦売掛金	347,845		
割賦利益繰延	△11,923		
貸倒引当金	△11,485		
	324,436	348,209	23,773
資産計	9,737,288	9,969,388	232,099
(1) 預金	6,190,477	6,286,732	△96,254
(2) 譲渡性預金	284,909	285,029	△120
(3) 債券	483,713	487,061	△3,347
(4) コールマネー及び売渡手形	310,487	310,487	－
(5) 売現先勘定	8,430	8,430	－
(6) 債券貸借取引受入担保金	548,479	548,479	－
(7) 借用金	1,186,837	1,181,436	5,401
(8) 社債	188,278	168,909	19,368
負債計	9,201,614	9,276,565	△74,951
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,375	3,375	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△38,324	△38,324	－
デリバティブ取引計	△34,948	△34,948	－

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（*4）	623,786	△4,571

（*1）貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（758,156百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、70,088百万円の利息返還損失引当金を計上しております。
（*2）買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
（*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
（*4）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注1）　金融商品の時価の算定方法
資産
(1)現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2)コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金
これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(4)買入金銭債権
買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。
(5)特定取引資産
トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
(6)金銭の信託
金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。
なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。
(7)有価証券
株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格、割引現在価値によって算定した価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。
(8)貸出金
貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
(9)リース債権及びリース投資資産
リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。
(10)割賦売掛金
割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3)債券、及び(8)社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4)コールマネー及び売渡手形、(5)売現先勘定並びに(6)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7)借用金

借用金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額をリスクフリーレートで割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（*1）（*2）	52,846
②組合出資金等（*2）（*3）	80,431
合計	133,277

（*1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 当連結会計年度において、非上場株式について889百万円、組合出資金等について21,117百万円の減損処理を行っております。

（*3） 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
現金預け金	493,141	－	－	－
コールローン及び買入手形	19,129	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	2,801	－	－	－
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	8,377	12,495	17,380	36,821
有価証券				
満期保有目的の債券	91,000	129,799	203,000	63,058
うち国債	80,000	70,000	203,000	－
地方債	－	－	－	－
社債	11,000	59,799	－	－
その他	－	－	－	63,058
その他有価証券のうち満期があるもの	231,809	1,676,983	520,867	179,964
うち国債	50,335	1,411,600	469,800	70,000
地方債	－	1,243	－	500
社債	136,998	160,979	23,114	9,385
その他	44,475	103,161	27,952	100,078
貸出金	1,406,002	1,148,108	603,760	1,518,857
リース債権及びリース投資資産	74,021	90,246	31,789	10,468
割賦売掛金	182,085	109,897	26,422	17,737
合計	2,508,369	3,167,530	1,403,221	1,826,908

(*) なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

（注4）　社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,263,025	948,334	901,767	77,350
譲渡性預金	276,859	8,050	－	－
債券	173,441	175,648	133,423	1,200
コールマネー及び売渡手形	310,114	279	93	－
売現先勘定	8,430	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	533,479	8,000	7,000	－
借用金	878,655	139,238	27,253	141,690
社債	13,122	439	33,300	141,416
合計	6,457,127	1,279,990	1,102,838	361,657

(*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

（注１）（中間）連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。また、当中間連結会計期間末および前連結会計年度末については、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。
（注２）子会社株式及び関連会社株式については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　前中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
国債	373,367	377,948	4,581
社債	70,367	71,961	1,594
その他	54,475	53,056	△1,419
合計	498,210	502,966	4,756

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（△は損）（百万円）
株式	18,228	16,476	△1,752
債券	1,978,386	1,984,850	6,463
国債	1,958,413	1,965,670	7,256
地方債	1,716	1,782	66
社債	18,256	17,397	△859
その他	292,521	299,523	7,002
合計	2,289,136	2,300,850	11,713

（注）１．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
２．「その他」は主として外国債券であります。
３．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は36百万円であります。
　時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落

　なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（追加情報）

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,074百万円増加、「繰延税金負債」は974百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,099百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年９月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	441,146
非上場株式	11,501
非上場社債	321,847
非上場外国証券	53,780
その他	54,016
非連結子会社・関連会社株式	35,107

４．流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月１日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当中間連結会計期間末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年９月30日現在）

	時価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	中間連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	41,889	44,561	△7,518

（注）上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

Ⅱ　当中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （△は損） （百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	293,243	298,750	5,506
	社債	69,496	70,579	1,083
	その他	40,224	43,654	3,429
	小計	402,964	412,984	10,019
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	10,077	9,286	△791
	小計	10,077	9,286	△791
合計		413,042	422,271	9,228

２．その他有価証券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （△は損） （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,081	1,447	634
	債券	1,050,915	1,047,115	3,799
	国債	981,370	978,764	2,606
	地方債	1,802	1,725	76
	社債	67,743	66,626	1,117
	その他	146,165	138,378	7,786
	小計	1,199,162	1,186,941	12,221
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,618	16,741	△5,123
	債券	754,908	760,003	△5,094
	国債	503,446	505,313	△1,866
	地方債	－	－	－
	社債	251,462	254,689	△3,227
	その他	167,197	171,455	△4,258
	小計	933,724	948,200	△14,475
合計		2,132,886	2,135,141	△2,254

３．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は1,943百万円（うち、株式86百万円、社債1,856百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に

次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

Ⅲ　前連結会計年度末

１．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△3,600
売買目的の買入金銭債権	△22,008

２．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	353,322	357,982	4,659
	社債	70,432	71,823	1,390
	その他	44,665	47,898	3,233
	小計	468,420	477,705	9,284
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	11,121	10,008	△1,112
	小計	11,121	10,008	△1,112
合計		479,542	487,714	8,171

３．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,896	5,702	1,193
	債券	1,585,022	1,578,594	6,428
	国債	1,543,717	1,537,668	6,048
	地方債	1,787	1,721	66
	社債	39,518	39,204	313
	その他	127,046	110,765	16,281
	小計	1,718,965	1,695,062	23,903
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,837	12,087	△3,249
	債券	746,938	754,557	△7,619
	国債	464,563	467,211	△2,647
	地方債	―	―	―
	社債	282,374	287,346	△4,971
	その他	186,558	190,839	△4,280
	小計	942,335	957,485	△15,150
合計		2,661,300	2,652,547	8,753

（追加情報）

変動利付国債は、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

４．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,492	593	14
債券	1,284,114	5,626	68
国債	1,231,037	5,356	1
地方債	20,865	6	29
社債	32,212	262	37
その他	185,963	22,334	457
合計	1,474,571	28,554	539

５．流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月１日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記の通りであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年３月31日現在）

	時価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	46,502	45,498	△7,309

６．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は47百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間末

１．満期保有目的の金銭の信託（平成21年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年９月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
その他の金銭の信託	109,046	109,046	-

（注）　中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

Ⅱ　当中間連結会計期間末

１．満期保有目的の金銭の信託（平成22年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	90,372	90,372	―	―	―

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

Ⅲ　前連結会計年度末

１．運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	200,209	△10,037

２．満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	92,017	92,017	―	―	―

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ　前中間連結会計期間末（平成21年９月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	4,200
その他有価証券（注）1	11,718
満期保有目的の債券（注）2	△7,518
その他の金銭の信託	－
（△）繰延税金負債	931
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	3,268
（△）少数株主持分相当額	△13
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△154
その他有価証券評価差額金	3,128

（注）１．時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）5百万円が含まれております。

２．流動性が乏しいことにより「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券に係るものであります。

Ⅱ　当中間連結会計期間末（平成22年９月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△8,362
その他有価証券（注）1	△2,124
満期保有目的の債券（注）2	△6,238
その他の金銭の信託	－
（＋）繰延税金資産	33
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△8,329
（△）少数株主持分相当額	△7
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	△8,274

（注）１．時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）129百万円が含まれております。

２．流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券に係るものであります。

Ⅲ　前連結会計年度末（平成22年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	1,546
その他有価証券（注）1	8,856
満期保有目的の債券（注）2	△7,309
その他の金銭の信託	－
（△）繰延税金負債	121
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,424
（△）少数株主持分相当額	0
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△25
その他有価証券評価差額金	1,398

（注）１．時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）103百万円が含まれております。

２．「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。なお、区分変更した債券の残高等については、「（有価証券関係）」の「５．流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

（デリバティブ取引関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成21年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	70,206	△93	△93
	金利オプション	26,078	5	△24
店頭	金利先渡契約	－	－	－
	金利スワップ	11,759,750	57,365	57,365
	金利スワップション	3,703,069	△46,373	△36,778
	金利オプション	252,176	△231	△422
	その他	－	－	－
	合計	－	10,673	20,046

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

２．デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,683百万円及び3,455百万円であります。なお、以下 (6) クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引（平成21年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	－	－	－
	通貨オプション	－	－	－
店頭	通貨スワップ	1,358,115	△38,054	△38,054
	為替予約	2,997,295	18,838	18,838
	通貨オプション	13,498,351	2,248	26,217
	その他	－	－	－
	合計	－	△16,967	7,000

（注）　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成21年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	株式指数先物	24,019	△473	△473
	株式指数オプション	151,191	5,820	5,394
	個別株オプション	－	－	－
店頭	有価証券店頭オプション	124,626	6,158	2,584
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	68	68
	その他	191,678	16,909	16,886
	合計	－	28,484	24,460

（注）　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成21年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物	13,704	8	8
	債券先物オプション	－	－	－
店頭	債券店頭オプション	－	－	－
	その他	－	－	－
	合計	－	8	8

（注）　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成21年９月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,335,381	11,599	11,599
	その他	－	－	－
	合計	－	11,599	11,599

（注）　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅱ　当中間連結会計期間末

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ、1,477百万円及び3,040百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1)金利関連取引（平成22年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物				
	売建	19,621	4,842	△50	△50
	買建	4,909	405	△12	△12
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,896,154	3,153,190	104,698	104,698
	受取変動・支払固定	3,045,819	2,317,850	△66,365	△66,365
	受取変動・支払変動	713,483	536,370	1,600	1,600
	受取固定・支払固定	―	―	―	―
	金利スワップション				
	売建	799,837	506,302	△36,787	△13,393
	買建	1,212,487	1,058,954	7,492	△6,147
	金利オプション				
	売建	94,161	64,961	△312	333
	買建	128,361	56,161	13	△1,007
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	10,276	19,654

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	594,660	444,529	△7,326	△7,326
	為替予約				
	売建	1,259,129	399,822	100,391	100,391
	買建	1,256,600	524,525	△87,978	△87,978
	通貨オプション				
	売建	5,734,458	3,105,699	△132,798	4,633
	買建	6,003,131	3,190,948	116,356	13,483
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	△11,355	23,203

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	1,378	－	19	19
	買建	3,192	－	△103	△103
	株式指数オプション				
	売建	136,860	66,960	△6,534	△6,526
	買建	129,708	67,430	8,779	8,766
	個別株オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	230,993	138,618	△17,530	△2,205
	買建	243,619	142,853	19,648	1,179
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	－	－	－	－
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	1,000	1,000	14	14
	その他				
	売建	22,900	22,900	△4,713	△4,652
	買建	159,980	151,570	14,953	14,930
	合計	－	－	14,531	11,421

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成22年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物				
	売建	2,137	－	△14	△14
	買建	－	－	－	－
	債券先物オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	債券店頭オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	合計	－	－	△14	△14

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成22年９月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	874,632	673,566	△5,422	△5,422
	買建	866,203	622,052	6,426	6,426
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	合計	－	－	1,003	1,003

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

３．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成22年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		413,125	266,900	22,926
	受取変動・支払固定		406,551	345,178	△18,464
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借用金			
	受取固定・支払変動		－	－	
	受取変動・支払固定		48,350	28,750	（注）３．
	合計	－	－	－	4,461

（注）１．主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

３．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	612,647	275,031	△30,397
	合計	－	－	－	△30,397

（注）１．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年９月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年９月30日現在）

該当ありません。

Ⅲ　前連結会計年度末

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,737百万円及び3,190百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1)金利関連取引（平成22年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物				
	売建	23,310	1,136	△211	△211
	買建	6,240	1,144	147	147
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,507,719	3,617,134	91,704	91,704
	受取変動・支払固定	3,282,392	2,526,447	△57,073	△57,073
	受取変動・支払変動	731,076	490,287	483	483
	受取固定・支払固定	―	―	―	―
	金利スワップション				
	売建	1,059,851	549,351	△25,168	△8,066
	買建	1,596,240	1,354,115	△14,587	△21,023
	金利オプション				
	売建	101,795	87,602	△310	318
	買建	128,902	120,902	55	△664
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	△4,960	5,613

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	670,952	451,296	8,251	8,251
	為替予約				
	売建	1,447,325	457,316	15,794	15,794
	買建	1,381,546	573,041	△6,436	△6,436
	通貨オプション				
	売建	6,529,980	3,034,586	△170,493	12,758
	買建	6,713,695	3,034,846	142,679	3,474
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	合計	－	－	△10,204	33,842

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年３月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	2,251	－	△45	△45
	買建	2,092	－	230	230
	株式指数オプション				
	売建	126,470	51,910	△5,580	△1,548
	買建	124,055	62,130	12,192	△122
	個別株オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	156,457	85,052	△12,327	△2,061
	買建	164,007	94,662	14,628	1,585
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	－	－	－	－
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	1,000	1,000	46	46
	その他				
	売建	22,900	22,900	△4,737	△4,737
	買建	165,185	157,778	18,331	18,309
	合計	－	－	22,737	11,655

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成22年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物				
	売建	6,672	―	38	38
	買建	2,074	―	△1	△1
	債券先物オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	債券店頭オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	36	36

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,067,151	810,720	△9,717	△9,717
	買建	1,033,237	820,127	10,411	10,411
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	694	694

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
３．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成22年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債	 457,590 695,506	 303,900 396,966	 19,076 △12,091
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	借用金	 － 103,910	 － 57,150	 （注）３．
	合計	－	－	－	6,985

（注）１．主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

３．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	786,170	405,899	△45,309
	合計	－	－	－	△45,309

（注）１．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費　△15百万円

２．権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
212百万円

３．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費　26百万円

２．権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
87百万円

３．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

Ⅲ　前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

１．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
その他の営業経費　　94百万円

２．権利不行使による失効に伴い、当連結会計年度において利益として計上した金額
229百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容
当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第１回新株予約権		第２回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役　11名 当行従業員　2,185名		当行従業員　３名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年７月１日		平成16年10月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成16年７月１日から平成18年７月１日まで	平成16年７月１日から平成19年７月１日まで	平成16年10月１日から平成18年７月１日まで	平成16年10月１日から平成19年７月１日まで
権利行使期間	平成18年７月１日から平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から平成26年６月23日まで	平成18年７月１日から平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から平成26年６月23日まで

	第３回新株予約権		第４回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員　１名		当行執行役　１名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年６月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年７月１日まで	平成16年12月10日から平成19年７月１日まで	平成17年６月１日から平成18年７月１日まで	平成17年６月１日から平成19年７月１日まで
権利行使期間	平成18年７月１日から平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から平成26年６月23日まで	平成18年７月１日から平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から平成26年６月23日まで

	第５回新株予約権		第６回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　15名 当行執行役　10名 当行従業員　437名		当行執行役　５名 当行従業員　35名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年６月27日		平成17年６月27日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年６月27日から平成19年７月１日まで	平成17年６月27日から平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から平成19年７月１日まで	平成17年６月27日から平成20年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成19年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで

	第７回新株予約権		第８回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役　８名 当行従業員　127名		当行執行役　１名 当行従業員　34名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年６月27日		平成17年６月27日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年６月27日から平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から平成22年７月１日まで	平成17年６月27日から平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から平成27年６月23日まで

	第９回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員　２名		当行従業員　２名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年９月28日		平成17年９月28日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年９月28日から平成19年７月１日まで	平成17年９月28日から平成20年７月１日まで	平成17年９月28日から平成20年７月１日まで	平成17年９月28日から平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から平成27年６月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員　２名		当行従業員　２名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年３月１日		平成18年３月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年３月１日から平成19年７月１日まで	平成18年３月１日から平成20年７月１日まで	平成18年３月１日から平成20年７月１日まで	平成18年３月１日から平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から平成27年６月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　15名 当行執行役　14名 当行従業員　559名		当行執行役　３名 当行従業員　28名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年５月25日		平成18年５月25日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年５月25日から平成20年６月１日まで	平成18年５月25日から平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から平成20年６月１日まで	平成18年５月25日から平成21年６月１日まで
権利行使期間	平成20年６月１日から平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から平成27年６月23日まで	平成20年６月１日から平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から平成27年６月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役　12名 当行従業員　159名		当行従業員　19名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年５月25日		平成18年５月25日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年５月25日から平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から平成23年６月１日まで	平成18年５月25日から平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から平成23年６月１日まで
権利行使期間	平成21年６月１日から平成27年６月23日まで	平成23年６月１日から平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から平成27年６月23日まで	平成23年６月１日から平成27年６月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　12名 当行執行役　13名 当行従業員　110名		当行執行役　３名 当行従業員　23名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年５月25日		平成19年５月25日	
権利確定条件	（注）2		（注）2	
対象勤務期間	平成19年５月25日から平成21年６月１日まで	平成19年５月25日から平成23年６月１日まで	平成19年５月25日から平成21年６月１日まで	平成19年５月25日から平成23年６月１日まで
権利行使期間	平成21年６月１日から平成29年５月８日まで	平成23年６月１日から平成29年５月８日まで	平成21年６月１日から平成29年５月８日まで	平成23年６月１日から平成29年５月８日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員　32名		当行取締役　12名 当行執行役　８名 当行従業員　104名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年７月２日		平成20年５月30日	
権利確定条件	（注）2		（注）2	
対象勤務期間	平成19年７月２日から平成21年７月１日まで	平成19年７月２日から平成23年７月１日まで	平成20年５月30日から平成22年６月１日まで	平成20年５月30日から平成24年６月１日まで
権利行使期間	平成21年７月１日から平成29年６月19日まで	平成23年７月１日から平成29年６月19日まで	平成22年６月１日から平成30年５月13日まで	平成24年６月１日から平成30年５月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役　１名 当行従業員　29名		子会社役職員　43名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年５月30日		平成20年７月10日	
権利確定条件	（注）2		（注）2	
対象勤務期間	平成20年５月30日から平成22年６月１日まで	平成20年５月30日から平成24年６月１日まで	平成20年７月10日から平成22年７月１日まで	平成20年７月10日から平成24年７月１日まで
権利行使期間	平成22年６月１日から平成30年５月13日まで	平成24年６月１日から平成30年５月13日まで	平成22年７月１日から平成30年６月24日まで	平成24年７月１日から平成30年６月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員　17名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月１日	
権利確定条件	（注）2	
対象勤務期間	平成20年12月１日から平成22年12月１日まで	平成20年12月１日から平成24年12月１日まで
権利行使期間	平成22年12月１日から平成30年11月11日まで	平成24年12月１日から平成30年11月11日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回	第２回	第３回	第４回
権利確定前　（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後　（株）				
前連結会計年度末	5,945,000	42,000	25,000	250,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	647,000	35,000	－	－
未行使残	5,298,000	7,000	25,000	250,000

	第５回	第６回	第７回	第８回
権利確定前　（株）				
前連結会計年度末	－	－	370,000	133,000
付与	－	－	－	－
失効	－	－	107,000	24,000
権利確定	－	－	2,000	－
未確定残	－	－	261,000	109,000
権利確定後　（株）				
前連結会計年度末	3,368,000	2,153,000	537,000	162,000
権利確定	－	－	2,000	－
権利行使	－	－	－	－
失効	675,000	232,000	111,000	34,000
未行使残	2,693,000	1,921,000	428,000	128,000

	第９回	第10回	第11回	第12回
権利確定前　　　　　　（株）				
前連結会計年度末	－	26,000	－	7,000
付与	－	－	－	－
失効	－	8,000	－	7,000
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	18,000	－	－
権利確定後　　　　　　（株）				
前連結会計年度末	157,000	27,000	41,000	7,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	49,000	9,000	41,000	7,000
未行使残	108,000	18,000	－	－

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前　　　　　　（株）				
前連結会計年度末	1,445,000	436,000	957,000	116,000
付与	－	－	－	－
失効	124,000	109,000	184,000	77,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
未確定残	－	－	317,000	17,000
権利確定後　　　　　　（株）				
前連結会計年度末	2,261,000	2,004,000	85,000	2,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
権利行使	－	－	－	－
失効	762,000	287,000	110,000	4,000
未行使残	2,820,000	2,044,000	431,000	20,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前　（株）				
前連結会計年度末	2,256,000	513,000	140,000	2,298,000
付与	―	―	―	―
失効	612,000	143,000	―	294,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
未確定残	669,000	165,000	52,000	1,967,000
権利確定後　（株）				
前連結会計年度末	419,000	712,000	―	10,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
権利行使	―	―	―	―
失効	232,000	36,000	―	―
未行使残	1,162,000	881,000	88,000	47,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前　（株）			
前連結会計年度末	1,635,000	203,000	97,000
付与	―	―	―
失効	665,000	10,000	21,000
権利確定	―	10,000	―
未確定残	970,000	183,000	76,000
権利確定後　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	―	10,000	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	10,000	―

②　単価情報

	第１回	第２回	第３回	第４回
権利行使価格　（円）	684	646	697	551
権利行使時平均株価　（円）	―	―	―	―

	第５回	第６回	第７回	第８回
権利行使価格　（円）	601	601	601	601
権利行使時平均株価　（円）	―	―	―	―

	第９回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 （円）	697	697	774	774
権利行使時平均株価 （円）	－	－	－	－

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利行使価格 （円）	825	825	825	825
権利行使時平均株価 （円）	－	－	－	－

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利行使価格 （円）	555	555	527	416
権利行使時平均株価 （円）	－	－	－	－

	第21回	第22回	第23回
権利行使価格 （円）	416	407	221
権利行使時平均株価 （円）	－	－	－

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10％未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10％未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

（追加情報）

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年３月21日）を適用しております。

当中間連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、法人部門およびマーケット・投資銀行部門と個人部門を通じ、国内の個人や法人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。したがって、法人部門およびマーケット・投資銀行部門と個人部門は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、法人部門およびマーケット・投資銀行部門は「法人営業本部」、「昭和リース」、「不動産ファイナンス本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「市場営業本部」、「トレジャリー本部」を報告セグメントに、個人部門は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。

法人部門およびマーケット・投資銀行部門の「法人営業本部」は事業法人、金融法人および公共法人向けの金融商品・サービスを、「昭和リース」はリースを中心とする金融商品・サービスを、「不動産ファイナンス本部」はノンリコースローン等の不動産金融業務および建設・不動産業を含む事業法人向けの金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ本部」は国際投資、クレジットトレーディング、不動産投資、スペシャルティファイナンス（レバレッジドファイナンス、アクイジションファイナンス等）に関連する金融商品・サービスを提供しております。「市場営業本部」は、新生証券を含む、外国為替、デリバティブ、株式関連、証券化、アセットバック投資、その他のキャピタルマーケッツ業務を、「トレジャリー本部」はALM業務を、提供しております。また、「その他法人部門およびマーケット・投資銀行部門」にはオルタナティブ投資や信託業務、ウェルスマネジメント業務、アドバイザリー業務等の損益が含まれており

ます。
　個人部門の「リテールバンキング本部」は個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」は消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」は個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、「その他個人部門」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社・関連会社の損益が含まれております。
　なお、上記の報告セグメントの名称は、平成２２年１０月１日付け組織改正後の組織名に合わせて変更しております。各報告セグメントが取扱う金融商品・サービスの内容については同組織改正により、見直しが行われておりますが、報告セグメントの区分方法は変更しておりません。

２．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
　報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支および経費のうち間接部門の経費を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。
　事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接部門の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

３．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	法人部門およびマーケット・投資銀行部門						
	法人営業本部	昭和リース	不動産ファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他法人部門およびマーケット・投資銀行部門
業務粗利益	5,709	7,513	7,695	12,998	19,042	7,413	2,001
資金利益（△は損失）	5,200	△1,762	8,817	3,540	4,537	△2,537	397
非資金利益（△は損失）	508	9,275	△1,122	9,458	14,505	9,950	1,603
経費	3,621	3,995	1,632	3,331	4,817	404	2,145
与信関連費用（△は益）	△1,722	1,522	14,115	17,657	△1,358	―	182
セグメント利益（△は損失）	3,810	1,995	△8,052	△7,989	15,584	7,009	△326
セグメント資産	1,893,751	385,804	891,775	760,786	411,386	1,946,646	52,352
セグメント負債	973,678	－	53,647	22,073	－	136,231	32,354
その他の項目							
持分法投資利益（△は損失）	－	－	－	1,117	－	－	△95
持分法適用会社への投資金額	－	－	－	37,205	－	－	5,257

	個人部門				経営勘定／その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門		
業務粗利益	22,163	38,334	26,996	769	5,028	155,666
資金利益（△は損失）	17,301	41,481	8,805	690	△296	86,177
非資金利益（△は損失）	4,861	△3,147	18,190	79	5,325	69,489
経費	16,195	20,005	16,923	157	△400	72,828
与信関連費用（△は益）	1,291	12,307	7,946	308	108	52,359
セグメント利益（△は損失）	4,676	6,020	2,126	303	5,320	30,478
セグメント資産	889,103	528,650	1,055,266	59,978	2,169	8,877,672
セグメント負債	5,097,388	－	－	50	－	6,315,423
その他の項目						
持分法投資利益（△は損失）	－	－	－	－	－	1,021
持分法適用会社への投資金額	－	－	－	－	－	42,462

（注）１．一般事業会社の売上に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。

２．経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれております。

３．与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されております。

４．セグメント資産は、貸出金、有価証券、買入金銭債権、金銭の信託、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。なお、その他の資産については事業セグメントに配分しておりません。

５．セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券によって構成されております。

６．「経営勘定/その他」には、資本性の資金調達に関する損益を含む全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

4．報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（1）セグメント利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	30,478
のれん償却額	△4,384
無形資産償却額	△2,480
臨時的な費用	△1,241
社債等消却益	△4,336
その他	179
中間連結損益計算書の経常利益	18,214

（2）セグメント資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	金額
セグメント資産計	8,877,672
現金預け金	469,875
コールローン及び買入手形	31,526
債券貸借取引支払保証金	33,352
特定取引資産	246,955
外国為替	12,327
割賦売掛金を除くその他資産	857,101
有形リース資産を除く有形固定資産	33,937
無形リース資産を除く無形固定資産	102,823
債券繰延資産	181
繰延税金資産	16,496
貸倒引当金	△218,155
中間連結貸借対照表の資産合計	10,464,094

（３）セグメント負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

（単位：百万円）

負債	金額
セグメント負債計	6,315,423
コールマネー及び売渡手形	160,494
債券貸借取引受入担保金	140,806
特定取引負債	196,999
借用金	1,336,159
外国為替	46
短期社債	20,400
社債	180,897
その他負債	830,551
賞与引当金	4,921
役員賞与引当金	29
退職給付引当金	7,423
役員退職慰労引当金	252
利息返還損失引当金	46,777
特別法上の引当金	3
繰延税金負債	2,606
支払承諾	606,101
中間連結貸借対照表の負債合計	9,849,897

【関連情報】

当中間連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

利益	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	96,596	51,082	31,519	75,586	254,785

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1)　経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)　有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）

（単位：百万円）

	法人部門およびマーケット・投資銀行部門						
	法人営業本部	昭和リース	不動産ファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他法人部門およびマーケット・投資銀行部門
減損損失	－	－	－	－	－	－	－

	個人部門				経営勘定／その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門		
減損損失	219	690	－	－	233	1,144

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成22年４月１日　至平成22年９月30日）

（単位：百万円）

	法人部門およびマーケット・投資銀行部門						
	法人営業本部	昭和リース	不動産ファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他法人部門およびマーケット・投資銀行部門
当中間期償却額							
のれん	－	1,132	－	－	－	－	－
無形資産	－	349	－	－	－	－	－
当中間期末残高							
のれん	－	31,449	－	－	－	－	－
無形資産	－	4,631	－	－	－	－	－

	個人部門				経営勘定／その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門		
当中間期償却額						
のれん	－	2,777	474	△0	－	4,384
無形資産	－	2,130	－	－	－	2,480
当中間期末残高						
のれん	－	17,445	4,624	△7	－	53,513
無形資産	－	18,136	－	－	－	22,768

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

		前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり純資産額	円	312.05	232.54	232.72
１株当たり中間純利益金額 （△は１株当たり当期純損失金額）	円	5.63	8.59	△71.36

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成22年９月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
純資産の部の合計額	百万円	799,960	614,197	634,954
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	187,108	157,497	177,893
うち新株予約権	百万円	1,580	1,611	1,672
うち少数株主持分	百万円	185,528	155,886	176,221
普通株式に係る（中間）期末の純資産額	百万円	612,852	456,699	457,061
１株当たり純資産額の算定に用いられた（中間）期末の普通株式の数	千株	1,963,919	1,963,919	1,963,919

２．１株当たり中間純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。また、前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前中間連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり中間純利益金額 （１株当たり当期純損失金額）				
中間純利益 （△は当期純損失）	百万円	11,062	16,883	△140,150
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－	－
普通株式に係る中間純利益 （△は普通株式に係る当期純損失）	百万円	11,062	16,883	△140,150
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	1,963,919	1,963,919	1,963,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権21種類（新株予約権の数23,630個）。新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況、１．株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権21種類（新株予約権の数21,254個）。新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況、１．株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権21種類（新株予約権の数23,183個）。なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況、１．株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

２【その他】

(1) 第２四半期連結会計期間に係る連結損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第２四半期連結会計期間に係る連結損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	前第２四半期連結会計期間 （自　平成21年７月１日 至　平成21年９月30日）	当第２四半期連結会計期間 （自　平成22年７月１日 至　平成22年９月30日）
経常収益	142,142	131,672
資金運用収益	72,110	54,471
（うち貸出金利息）	61,832	46,532
（うち有価証券利息配当金）	7,984	6,066
役務取引等収益	12,465	12,037
特定取引収益	△182	4,588
その他業務収益	52,127	56,325
その他経常収益	5,621	4,249
経常費用	132,612	129,605
資金調達費用	20,176	12,896
（うち預金利息）	13,932	8,555
（うち借用金利息）	2,742	1,955
（うち社債利息）	1,657	1,379
役務取引等費用	6,511	5,792
特定取引費用	△3,706	1,221
その他業務費用	37,655	29,048
営業経費	48,250	40,410
その他経常費用	23,724	※1　40,235
経常利益	9,530	2,067
特別利益	5,091	※2　7,807
特別損失	1,871	1,306
税金等調整前四半期純利益	12,750	8,568
法人税、住民税及び事業税	133	914
法人税等調整額	4,240	2,294
法人税等合計	4,373	3,208
少数株主損益調整前四半期純利益		5,359
少数株主利益	2,486	2,353
四半期純利益	5,890	3,006

前第２四半期連結会計期間 （自　平成21年７月１日 至　平成21年９月30日）	当第２四半期連結会計期間 （自　平成22年７月１日 至　平成22年９月30日）
――――――	※１．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額34,479百万円を含んでおります。
――――――	※２．特別利益には、償却債権取立益4,502百万円及び社債等消却益3,076百万円を含んでおります。

3　【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前中間会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間会計期間末 （平成22年９月30日）	前事業年度の要約 貸借対照表 （平成22年３月31日）
資産の部			
現金預け金	※9　307,591	※9　343,621	※9　310,022
コールローン	19,569	31,526	19,129
債券貸借取引支払保証金	4,125	5,854	2,801
買入金銭債権	※9　528,645	495,599	621,271
特定取引資産	※2, ※9　232,365	※2　213,588	※2　211,020
金銭の信託	544,966	412,830	463,467
有価証券	※1, ※2, ※9, ※14 3,729,688	※1, ※2, ※9, ※14 3,089,106	※1, ※2, ※9, ※14 3,674,523
投資損失引当金	△3,370	△3,370	△3,370
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,922,887	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,176,902	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,732,858
外国為替	※7　12,775	※7　12,327	※7　10,976
未収金	－	578,549	－
その他資産	※9　792,171	※9　408,706	※9　506,855
有形固定資産	※11　18,059	※11　14,874	※11　17,890
無形固定資産	12,753	10,654	11,891
債券繰延資産	166	181	176
繰延税金資産	413	－	－
支払承諾見返	8,497	13,828	11,266
貸倒引当金	△107,569	△121,934	△102,213
資産の部合計	11,023,737	9,682,847	10,488,567
負債の部			
預金	※9　7,080,519	※9　5,940,337	※9　6,533,555
譲渡性預金	378,641	319,674	290,909
債券	528,260	429,048	487,513
コールマネー	※9　100,469	※9　160,494	※9　310,487
売現先勘定	※9　156,382	－	※9　8,430
債券貸借取引受入担保金	※9　764,367	※9　112,204	※9　548,479
特定取引負債	188,817	174,084	176,668
借用金	※9, ※12　336,148	※9, ※12　1,065,979	※9, ※12　811,100
外国為替	207	227	222
社債	※13　354,650	※13　313,026	※13　342,518
その他負債	※9　496,047	※9　591,274	※9　392,414
未払法人税等	369	267	484
リース債務	8	3	4
資産除去債務	－	2,042	－
その他の負債	495,669	588,961	391,925
賞与引当金	3,743	2,389	5,423
退職給付引当金	1	－	－
固定資産処分損失引当金	6,829	－	7,011
訴訟損失引当金	3,662	－	5,873
繰延税金負債	－	6,417	745
支払承諾	※9　8,497	※9　13,828	※9　11,266
負債の部合計	10,407,246	9,128,987	9,932,620

（単位：百万円）

	前中間会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間会計期間末 （平成22年９月30日）	前事業年度の要約 貸借対照表 （平成22年３月31日）
純資産の部			
資本金	476,296	476,296	476,296
資本剰余金	43,558	43,558	43,558
資本準備金	43,558	43,558	43,558
利益剰余金	163,057	116,124	106,809
利益準備金	11,035	11,035	11,035
その他利益剰余金	152,021	105,088	95,773
繰越利益剰余金	152,021	105,088	95,773
自己株式	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計	610,354	563,420	554,105
その他有価証券評価差額金	3,337	△9,402	361
繰延ヘッジ損益	1,219	△1,769	△192
評価・換算差額等合計	4,556	△11,172	168
新株予約権	1,580	1,611	1,672
純資産の部合計	616,491	553,859	555,947
負債及び純資産の部合計	11,023,737	9,682,847	10,488,567

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度の要約 損益計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
経常収益	109,049	113,563	217,868
資金運用収益	68,184	64,840	153,051
（うち貸出金利息）	42,714	38,181	86,463
（うち有価証券利息配当金）	16,767	20,513	51,251
役務取引等収益	7,948	7,092	16,937
特定取引収益	3,609	10,960	7,892
その他業務収益	20,238	20,118	31,442
その他経常収益	※1　9,068	※1　10,552	※1　8,545
経常費用	105,706	107,429	262,074
資金調達費用	42,208	28,232	77,918
（うち預金利息）	27,962	18,297	51,714
（うち社債利息）	8,222	6,871	16,472
役務取引等費用	4,945	5,402	9,843
特定取引費用	68	5,479	186
その他業務費用	5,222	4,278	22,531
営業経費	※2　36,063	※2　31,263	※2　69,780
その他経常費用	※3　17,198	※3　32,772	※3　81,814
経常利益	3,342	6,134	△44,205
特別利益	※4　13,669	※4　6,679	※4　25,851
特別損失	※5　3,460	※5　2,044	※5　20,955
税引前中間純利益	13,551	10,769	△39,309
法人税、住民税及び事業税	257	△365	△34
法人税等調整額	4,691	1,820	8,369
法人税等合計	4,948	1,454	8,334
中間純利益	8,603	9,314	△47,644

（３）【中間株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度の 株主資本等変動計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
株主資本			
資本金			
前期末残高	476,296	476,296	476,296
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	―	―	―
当中間期末残高	476,296	476,296	476,296
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	43,558	43,558	43,558
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	―	―	―
当中間期末残高	43,558	43,558	43,558
資本剰余金合計			
前期末残高	43,558	43,558	43,558
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	―	―	―
当中間期末残高	43,558	43,558	43,558
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	11,035	11,035	11,035
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	―	―	―
当中間期末残高	11,035	11,035	11,035
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	143,418	95,773	143,418
当中間期変動額			
中間純利益	8,603	9,314	△47,644
当中間期変動額合計	8,603	9,314	△47,644
当中間期末残高	152,021	105,088	95,773
利益剰余金合計			
前期末残高	154,454	106,809	154,454
当中間期変動額			
中間純利益	8,603	9,314	△47,644
当中間期変動額合計	8,603	9,314	△47,644
当中間期末残高	163,057	116,124	106,809
自己株式			
前期末残高	△72,558	△72,558	△72,558
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	―	△0
当中間期変動額合計	△0	―	△0
当中間期末残高	△72,558	△72,558	△72,558

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度の 株主資本等変動計算書 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
株主資本合計			
前期末残高	601,750	554,105	601,750
当中間期変動額			
中間純利益	8,603	9,314	△47,644
自己株式の取得	△0	－	△0
当中間期変動額合計	8,603	9,314	△47,644
当中間期末残高	610,354	563,420	554,105
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△38,049	361	△38,049
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	41,387	△9,764	38,411
当中間期変動額合計	41,387	△9,764	38,411
当中間期末残高	3,337	△9,402	361
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△672	△192	△672
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,892	△1,576	479
当中間期変動額合計	1,892	△1,576	479
当中間期末残高	1,219	△1,769	△192
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△38,722	168	△38,722
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43,279	△11,341	38,890
当中間期変動額合計	43,279	△11,341	38,890
当中間期末残高	4,556	△11,172	168
新株予約権			
前期末残高	1,808	1,672	1,808
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△227	△60	△135
当中間期変動額合計	△227	△60	△135
当中間期末残高	1,580	1,611	1,672
純資産合計			
前期末残高	564,836	555,947	564,836
当中間期変動額			
中間純利益	8,603	9,314	△47,644
自己株式の取得	△0	－	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43,051	△11,402	38,755
当中間期変動額合計	51,654	△2,087	△8,889
当中間期末残高	616,491	553,859	555,947

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１．買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
２．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。	同左	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。
３．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1) と同じ方法により行っております。	(2)　同左	(2)　同左

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
４．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　13年～50年 その他　２年～15年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　13年～50年 その他　２年～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
６．繰延資産の処理方法	繰延資産は次のとおり処理しております。 (1)社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 (2)債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。	繰延資産は次のとおり処理しております。 (1)社債発行費 同左 (2)債券発行費用 同左	繰延資産は、次のとおり処理しております。 (1) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。 (2) 債券発行費用 同左

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
７．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は64,660百万円であります。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は97,307百万円であります。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,799百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の６を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 (会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その３)」(企業会計基準第19号　平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
	(5)　固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。	―――――	(5)　固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	(6)　訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。	――――――	(6)　訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。 なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年４月８日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年４月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌事業年度の損益への影響はありません。
８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
９．ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円（税効果額控除前）であります。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
	（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。	（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左	（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左
	（ハ）内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。	（ハ）内部取引等 同左	（ハ）内部取引等 同左
10．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11．その他（中間）財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
――――――	――――――	（金融商品に関する会計基準） 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は9,544百万円減少、買入金銭債権は4,727百万円減少、繰延税金負債は616百万円減少、その他有価証券評価差額金は4,436百万円減少、貸倒引当金は16,864百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ7,644百万円減少しております。
――――――	（資産除去債務に関する会計基準） 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、税引前中間純利益は1,367百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,057百万円であります。	――――――

【表示方法の変更】

前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）
―――――	（中間貸借対照表関係） 前中間会計期間において、「その他資産」に含めて表示していた「未収金」（前中間会計期間末残高286,490百万円）は、当中間会計期間において資産総額の100分の５を超えたことから、区分掲記しております。

【追加情報】

前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更） 変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,074百万円増加、繰延税金負債は974百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,099百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。	――――――	（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更） 変動利付国債は、前事業年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりしたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当事業年度末においては、市場価格をもって貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間会計期間末 （平成22年９月30日）	前事業年度末 （平成22年３月31日）
※１．関係会社の株式及び出資総額 494,454百万円 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは41,420百万円であります。 ※３．貸出金のうち、破綻先債権額は20,154百万円、延滞債権額は129,407百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は24,602百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,188百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,352百万円であります。 なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１．関係会社の株式及び出資総額 495,625百万円 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは32,480百万円であります。 ※３．貸出金のうち、破綻先債権額は10,179百万円、延滞債権額は273,091百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は1,766百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,566百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は289,604百万円であります。 なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１．関係会社の株式及び出資総額 494,211百万円 ※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは35,080百万円であります。 ※３．貸出金のうち、破綻先債権額は11,129百万円、延滞債権額は290,037百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,027百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,086百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は306,281百万円であります。 なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間会計期間末 （平成22年９月30日）	前事業年度末 （平成22年３月31日）
※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は141百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は193百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は454百万円であります。
※8．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、45,892百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、79,230百万円であります。	※8．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、37,204百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。	※8．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、40,254百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。
※9．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　10百万円 買入金銭債権　20,000百万円 特定取引資産　9,196百万円 有価証券　1,097,094百万円 貸出金　160,498百万円 その他資産　234,900百万円 担保資産に対応する債務 預金　927百万円 コールマネー　100,000百万円 売現先勘定　156,382百万円 債券貸借取引受入 担保金　764,367百万円 借用金　174,200百万円 その他負債　17百万円 支払承諾　925百万円 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券230,231百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は378百万円、保証金は7,661百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,864百万円であります。	※9．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　10百万円 有価証券　972,861百万円 貸出金　254,173百万円 未収金　230,000百万円 その他資産　8,090百万円 担保資産に対応する債務 預金　975百万円 コールマネー　120,000百万円 債券貸借取引受入 担保金　112,204百万円 借用金　924,379百万円 その他負債　18百万円 支払承諾　914百万円 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券218,226百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は269百万円、保証金は6,334百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,971百万円であります。	※9．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金　10百万円 有価証券　1,499,692百万円 貸出金　291,413百万円 その他資産　107,898百万円 担保資産に対応する債務 預金　790百万円 コールマネー　310,000百万円 売現先勘定　8,430百万円 債券貸借取引受入 担保金　548,479百万円 借用金　659,700百万円 その他負債　24百万円 支払承諾　920百万円 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,783百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は205百万円、保証金は8,402百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,029百万円であります。

前中間会計期間末 （平成21年９月30日）	当中間会計期間末 （平成22年９月30日）	前事業年度末 （平成22年３月31日）
※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,797,808百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,584,142百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,386,933百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,207,013百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,377,426百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,174,115百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※11．有形固定資産の減価償却累計額 17,732百万円	※11．有形固定資産の減価償却累計額 19,205百万円	※11．有形固定資産の減価償却累計額 18,603百万円
※12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。	※12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。	※12．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。
※13．社債には、劣後特約付社債333,561百万円が含まれております。	※13．社債には、劣後特約付社債300,786百万円が含まれております。	※13．社債には、劣後特約付社債327,344百万円が含まれております。
※14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は50,320百万円であります。	※14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,455百万円であります。	※14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。
15．当行子会社である新生フィナンシャル株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。	15．当行子会社である新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。	15．同左

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
※１．その他経常収益には、金銭の信託運用益6,184百万円を含んでおります。	※１．その他経常収益には、金銭の信託運用益9,011百万円を含んでおります。	※１．その他経常収益には、金銭の信託運用益4,005百万円を含んでおります。
※２．減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産　1,272百万円 無形固定資産　2,093百万円	※２．減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産　1,137百万円 無形固定資産　1,969百万円	※２．減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産　2,548百万円 無形固定資産　4,222百万円
※３．その他経常費用には、貸出金償却3,644百万円、貸倒引当金繰入額4,804百万円、株式等償却2,034百万円及び金銭の信託運用損3,615百万円を含んでおります。	※３．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額25,208百万円、貸出金償却6,116百万円を含んでおります。	※３．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額36,146百万円、貸出金償却16,351百万円、株式等償却4,552百万円及び金銭の信託運用損19,977百万円を含んでおります。
※４．特別利益には、社債等消却益13,069百万円を含んでおります。	※４．特別利益には、償却債権取立益2,182百万円、社債等消却益4,336百万円を含んでおります。	※４．特別利益には、社債等消却益22,738百万円を含んでおります。
※５．特別損失には、関係会社株式及び出資評価損3,277百万円を含んでおります。	※５．特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日)の適用に伴い期首時点で発生する影響額1,303百万円を含んでおります。	※５．特別損失には、関係会社株式及び出資等の評価損7,387百万円及び子会社株式等売却損10,483百万円を含んでおります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ.前中間会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	0	－	96,427	（注）
合計	96,427	0	－	96,427	

（注）　自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当中間会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅱ.当中間会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	－	－	96,427	
合計	96,427	－	－	96,427	

２．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当中間会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ. 前事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	0	－	96,427	（注）
合計	96,427	0	－	96,427	

（注）　自己株式の増加は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

２．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

（リース取引関係）

前中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１．ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 （ア）有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「５．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	１．ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 （ア）有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左	１．ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 （ア）有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「５．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
２．オペレーティング・リース取引 （借手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　3,648百万円 １年超　2,778百万円 合計　6,426百万円 （貸手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　110百万円 １年超　570百万円 合計　680百万円	２．オペレーティング・リース取引 （借手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　2,155百万円 １年超　1,234百万円 合計　3,390百万円 （貸手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　85百万円 １年超　61百万円 合計　146百万円	２．オペレーティング・リース取引 （借手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　3,554百万円 １年超　1,355百万円 合計　4,910百万円 （貸手側） ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　85百万円 １年超　64百万円 合計　150百万円

（有価証券関係）

Ⅰ　前中間会計期間末（平成21年９月30日現在）

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
子会社株式	12,848	9,871	△2,977

（注）時価は、当中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

Ⅱ　当中間会計期間末（平成22年９月30日現在）

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
子会社株式	97,801	49,165	△48,636

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	389,711
関連会社株式	3,044
合計	392,755

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

Ⅲ　前事業年度末（平成22年３月31日現在）

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	97,801	100,312	2,511

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	389,927
関連会社株式	589
合計	390,517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（１株当たり情報）

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

４【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社　新生銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚　仙夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚　雅博	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　繁彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　順二	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２．中間連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社　新生銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚　仙夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚　雅博	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　繁彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成22年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２．中間連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社　新生銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚　仙夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚　雅博	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　繁彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　順二	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成21年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
　　２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社　新生銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚　仙夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚　雅博	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　繁彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成22年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
　　２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。